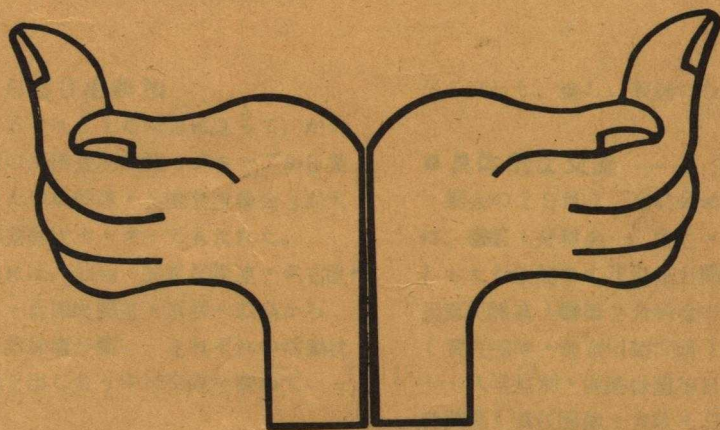


民闘連 ニュース

1975. 10 第 4.5 合併号



特集 第1回民闘連全国交流集会

目 次

■全国交流集会	
・民族差別撤廃の全国闘争をめざして	1
・民闘連全国代表者会議報告	2
・全国各地の現状報告—仙台・東京・川崎・名古屋・京都・大阪・尼崎・広島—	4
・分科会報告	11
・日本人と韓国人の共同闘争を模索しつつ（全体討論集会）	19
■労働省・労研，糾弾交渉経過報告	22
・資料1 抗議文（労働省）	28
・資料2 労務行政研究所の文書回答修正文	29
■地域とのかかわりのなかで民族差別を克服しよう！	
—第5回，民闘連全国代表者会議—	30
■民族差別と闘う各地の運動から	32
■資料案内	38

発行 民族差別と闘う連絡協議会

民族差別撤廃の全国闘争をめざして

— 第1回民闘連全国交流集会開催 —

■ 全国から80名参加

去る8月30・31の両日に亘って、かねてより全国の民族差別と闘うグループから要望されていた「民闘連・全国交流集会」が大阪芦原橋部落解放センターでもたれた。

この集会には、仙台・関東民闘連・名古屋・関西民闘連・兵庫民闘連・京都・広島から80名もの参加者が集い、それぞれの活動状況や問題点を出し合う中で交流を深めていった。

■ 問題の共有化 — 各地の活動報告

交流集会は、大阪在日外国人の人権を守る会の桑原牧師の司会で始められ、まず最初に今日の民闘連のいしづえになった日立闘争のスライドを参加者全員で見、その後在日韓国・人問題研究所(RAIK)の渡重度氏より民闘連設立の経緯と研修会を持つに至った民闘連全国代表者会議の報告がなされた。(民闘連全国代表者会議報告参照)

続いて、各地から民族教育問題との取り組み、入管との取り組み、行政闘争等の活動報告がなされ、問題の共有化が計られた。

また、民闘連との関わりについても報告され、各グループが積極的に民闘連のイメージを模索していることが感じられた。

そして、今まで民闘連と関わりのなかった京都・広島ของกลุ่มが参加したことは、今後民闘連が全国化していく上で大きなプラスとなるであろう。(各地の現状報告参照)

午後9時半、第1日目のプログラムを終えその後、久しぶりに会った全国の仲間が酒を

汲み交わし、楽しい親睦のひとときをもった。

■ 具体的な交流 — 4分科会

集会の2日目は、分科会にはいり、分科会では、●第1分科会 — 住宅・児童手当を中心とした行政闘争の現段階と問題点(責任団体・兵庫民闘連)●第2分科会 — 法的地位問題(責任団体・神奈川朝問研)●第3分科会 — 入学差別・進路保障等日本人学校での教育問題(責任団体・大阪・日本の学校に在籍する朝鮮人児童・生徒の教育を考える会)●第4分科会 — 地域活動における問題点と今後の方向(責任団体・川崎・在日同胞の人権を守る会)の4つに分けられ、4分科会とも各地方からの参加者がそれぞれの活動と問題点を出し合う中で実践交流を深めると同時に自分たちの運動を問い返していくよい機会となった。(分科会報告参照)

■ 民闘連のイメージ化 — 全体討議

続いて、全体討議に入り、分科会報告を基にして、民闘連のイメージ化の活発な論議がなされた。その中で確認されたことは、①今後とも具体的な闘争の中で在日韓国人と日本人の共闘をめざす。②全国的な情報の交換を継続する。③第1回交流集会で確認されたことを基に、具体的な民闘連のイメージを模索していく。等を確認し、次回での再会を約し午後6時に散会した。

民闘連全国代表者会議報告

第1回～第4回

■「民族差別と闘う連絡協議会」設立経緯

1974年

8.27 日立と朴君を囲む会との間で合意事項調印

9.1 日立糾弾闘争勝利集会開催 — お茶の水・全電通会館 —

・「民闘連」設立を問題提起

・集会後、非公式に代表者会議を開く

10.19 朴君を囲む会・「民闘連」結成に向けた討論集会を開催

・囲む会「解散」を宣言す

11.4 第1回全国代表者会議 於 川崎教会

10 関東民闘連結成準備集会 於 川崎市労連会館

関東民闘連結成凍結にする

23 民族差別と闘う関西集会 朴君を囲む会関西連絡会議主催

於 部落解放センター

民族差別と闘う関西連絡会議の設立を宣言

12.19 14団体を糾合し、兵庫民闘連の名で対尼崎市差別行政徹底運動を展開

22 神奈川県朝鮮問題研究会設立集会を開催

1975年

3.30 第2回全国代表者会議 於 芦原橋

5.11 第3回全国代表者会議 於 川崎教会 NCC 会館

6.14 第4回全国代表者会議 於 KCC

7.27 関東民闘連結成集会 於 川崎市労連会館

兵庫民闘連設立総会 於 尼崎市小田地区会館

8.30 第1回民闘連全国交流集会 於 部落解放センター

■第1回全国代表者会議

日時 1974年11月4日

場所 在日大韓基督教川崎教会

参加 仙台・川崎・名古屋・大阪・尼崎・
広島・福岡(30名)

議題 1. 各地における活動報告

2. 民闘連結成に向けた組織イメージ

1. 各地における活動報告 — 略

2. 民闘連結成に向けた組織イメージ

(1)全国的な交流会としてのレベルで発足し
一定期間持続する。

(2)民闘連で担う問題が各地のグループ間で
どのように共有化できるか。

(3)個々の運動体・グループの存在を尊重す

るにあたっての相互関係の調整。

(4)地域の特殊性と日本人・韓国人の関係

(5)日本人としての課題、韓国人としての課
題の基本的な確認をする。

以上、5点が課題として出され、次回にそ
れぞれが民闘連のイメージのたたき台を持ち
よることを決めた。また、確認事項として①
情報交換を主とした“交流体”として当面は
出発する。②暫定的に事務局をRAIKに置
く。等を決め、会議を終了した。

■第2回全国代表者会議

日時 1975年3月30日

場所 大阪・芦原橋

参加 川崎・名古屋・大阪・尼崎（18名）

議題 第1回代表者会議と同じ

◎民闘連結に向けた組織イメージ

〔大阪〕

①大阪ではある程度グループ間の交流ができ
ており、民闘連という新たな組織の必要性
は感じない。しかし、関係をより明確にす
るための交流や、全国の差別と闘うグルー
プの情報交換は必要と考えている。

②民闘連は、各グループを中央集権的に集め
るのではなく、相互に関係をもちながら、
闘争の視点を広く設定すべきである。

〔尼崎〕

①兵庫においては、行政差別と闘うグルー
プが、その必要性かつ具体的要求のなから
兵庫民闘連（仮称）が結成され、運動を展
開している。

②民闘連が交流体として発足することは、第
1回の会議で確認されているから、結束し
た組織体を明確にすべきである。

〔川崎〕

①民闘連を交流体として維持しながらも、全
国闘争の流れを生み出していく機関、個別
闘争の情報を流しうる機関としてイメージ
しているが、まだその体制が出来ていない。

（日本人側）

②関東は、在日韓国人側の実践グループが少
いため、在日韓国人の内実がたかまるまで
凍結状態を維持している。しかし、民闘連
が交流体として発足することに違論はない。

（在日韓国人側）

〔名古屋・仙台〕

①二地方とも在日韓国人側のグループがなく
、民闘連を構成できない。しかし、全国的な
交流と情報交換は必要と考えている。

■第3回全国代表者会議

日時 1975年5月11日～12日

場所 在日大韓基督教川崎教会

参加 仙台・川崎・名古屋・大阪・尼崎・
小倉・福岡（25名）

議題 1. 各地における活動報告

2. 民闘連結成に向けた組織イメージ

3. 具体的な交流の保障について

1. 各地における活動報告 — 略

2. 民闘連結成に向けた組織イメージ

各地での民族差別と闘う運動の広がりの中
で、共闘の可能性をより具体化させる意
味において、民闘連の必要性・有効性・可
能性が討論された。また民闘連の性格、理
念と思想性、既成の民族団体との関係とい
った組織論・運動論が非公式に話される中
で次のことが確認される。

(1)組織的原則を明確にするなかで組織化を
計る。

(2)地方分権制を重要視する。

(3)民族差別闘争の具体的な場を保障するも
のとしての民闘連。

(4)情報・交流を保障するなかで全国的な共
闘・連帯の関係づけをする。

3. 具体的な交流の保障について

(1)各地における運動の状況と情報を定期的
に知らせる。（民闘連ニュースの発行）

(2)各地における活動と問題点をふまえての
実践的交流を目的とした研修会を開く。

以上の3回の代表者会議で民闘連のはっき
りした理念と組織原則はうち出せなかったが
民族差別と闘うグループが連絡を持ち、交流
を計りながら民族差別との闘いを進めてい
こうという大きな流れが出てきた。そしてそ
の中で、民闘連をとにかく交流体として発足さ
せ、実践経験の交流を深める中で民闘連の理
念やイメージを明確にしていこうということが
が確認された。そして、具体的に交流を保障
する為に全国研修会を持つことが決められた。

■第4回全国代表者会議

日時 1975年6月14日

場所 在日韓国基督教教会館（KCC）

参加 川崎・大阪・尼崎（18名）

議題 1. 民闘連活動報告 — 略

2. 実践交流研修会プログラム

（民闘連ニュース2号3号参照）

（B・J）

全国各地の現状報告

—仙台・東京・川崎・名古屋・京都
大阪・尼崎・広島—

「宮城朝鮮研究会」の活動

私たちは宮城朝鮮研究会という形でやっていますが、これは朴君を囲む会の延長として去年の10月に結成されました。

■教育差別との闘い

結成の直前の9月8日仙台育英学園と朝鮮高校との衝突事件が起きました。この事に対して学校当局との会見・抗議申し入れを行い運動がスタートしました。ところが当局の発言は、在日朝鮮人生徒を日本人と同じように扱っているからいいじゃないとか、朝鮮高校は仙台のヤギ山の上にあるけど鬼ヶ島であるという認識しているとか、教師自身が関東大震災の虐殺を全然知らないとか、朝鮮人は治外法権だということを教師自らが教えているということがわかってきました。

これは大変だということで、前から教育問題を行政における差別と教育における差別ということを二つの軸として運動を進めるということを考えていたので、育英との取り組みと同時に、教育委員会と調査をやろうということになって、少しずつ始めてきました。

その調査というのは、具体的には仙台の局地性もあって、こころみとしては、関西での教師の取り組みと変わらないのだけれども、形も関西で盛んに行なわれている就職差別なり教育差別の問題等の形態をそのまま仙台に持ち込むことは出来ません。たとえば、仙台商業高校でもそのころ就職する在日朝鮮人生徒がいて、この場合でも教師は差別問題に全然取り組まないで、どこか朝鮮人でもとってくれる所はないかという形で終らせてしまったということもあります。この事から私たち

は、新しく仙台で見合った形での教師の運動をぜったい作り出さねばならないということとで伝習館の救援運動に参加している教師を中心に働きかけて、具体的な調査をやっていきそれにのっとって、民族差別と闘う教育を作っていくことを目標にしています。

その間、申京煥氏の問題の取り組みもあって、育英の問題にもブランクを作ってしまったが、9月8日に育英との交渉をやっていると考えています。

■仙台・申君を支える会の結成

申さんの問題に関しては、仙台・申京煥君を支える会の結成に向けて、内部討論を重ねてきて、今年の6月10日に準備会を結成しました。そして、7月の13日に関西の事務局と関東の連絡会と日本朝鮮研究所の佐藤勝巳さんを迎えて報告と講演をしてもらい、又70～80名の参加で申京煥氏のことを訴える集会を持って7月28日に正式に結成しました。仙台でも個人会員制ということで、規約・会則を定めて、現在約48名ぐらいの会員が出来て事務局も順調に運営されています。

支える会では9月1日の関東大震災の日に第1回の例会を持ち、宮城県で当時関東大震災の影響がどのように波及したかを調査に基づいて訴えていこうと思います。それから、21日に公判に向けて決起大会を行おうと思います。申さんの問題に関しては、仙台の市民組織との交流が進められています。

■幅広い取り組みを

それから、朴君の問題に対する取り組みも含め、2年ぐらしか運動の経験がないので何でもやってみようということで、仙台における市営住宅の入居問題についての調査を行

いました。仙台でも入居差別があるから抗議文を作り、市長か建設局長あたりに会見を申し入れてやっていこうじゃないかと意気込んでいましたけど、宮城朝鮮研究所のメンバーは生活に追われて、抗議文を作ったまままだ出さずじまいであって、このことを真剣に総括しなければならないと思います。

今後とも全国の仲間の運動の中から学び、どのようにすれば運動が本質的で持続的なものになるか考えたいと思います。

(報告者・武)

関東民闘連の結成と課題

■ 関東民闘連の結成

関東民闘連は、去る7月27日結成されたわけですけど、どういう具体的なプログラムをもってやるのかというあたり、まだきっちり話し合われていないと言えます。そういう状況の中で共通されていることについて言いますと、つまりどういうことを担っていくのかということですが、一つはやはり共同闘争の場を保障していかなければならないだろうという事。これは日立闘争が終ってから一年を経た中で反省として出てきたわけですけども、やはり民族差別と闘う場を具体的に作っていくためには、在日韓国人の側と日本人の側の立場を明確にした共同の場というものが保障されなければ、双方にとってさまざまな問題が出てくるということです。

そして、そこでの具体的な任務ということになりますと、一つは昨年川崎で行われた市に対する行政闘争の経験の反省、さらに今年5月に尼崎の行政闘争で川崎から12名ぐらい参加しましたが、やはり各地域、各個別段階の枠にとどまらない問題においても、きっちりした共同の枠を作っていないと運動自体が勝利できないという事。このことは、申京煥の問題とか、労政時報の問題とかいうことを地域や教育や労働の現場にとどまらない課題を共通して担うということが一つです。

もう一つは、やはり地域の現場に即した運動、特に今の段階では川崎だと思えますけれ

ども、在日韓国人が最初から主体となって進めている運動に対する協力、出来るなら将来に亘る共同を関東民闘連を窓口にして作っていくことです。そういうことでこの間やっていることを言うと、夏休み地域子供の民闘連を通じて呼びかけての協力とか、始めてから4ヶ月ぐらいになりますけれど川崎地域の調査をやっています。それは民族学校弾圧当時朝鮮学校にいた日本人教師から聞き書きをする事です。以上のことをモチーフとして関東民闘連は出来上ったと思います。

ここで実態を話しますと、だいたい集まっているグループは日立闘争を闘ってきた日本人韓国人グループ、それに神奈川県下の教師の方とか、まだそのへんに限定されていてまだまだ関東民闘連の存在は知られていないのが現状です。

それはさておき、関東でのその他の実践を報告しますと、上野高校の定時制の先生方が韓国から引き上げてきた子供の就職差別の問題で、都の職安と労働基準局に対して糾弾闘争を行い、自己批判書をとって一応の勝利を見て終結を見ました。又、別の高校の教師が日本人学校の在日朝鮮人生徒の民族差別を運動をしながら考えていこうという集りがあります。そういう人たちとも連絡をもっていきながら民闘連の枠を拡げていきたいと考えています。

■ 労政時報・労働省との闘い

最後に、労政時報の問題を報告したいと思います。これが関東民闘連としての統一した最初の行動ということで提起されて、過去労働省に2回、当の労政時報に2回交渉をしております。この問題と、この間の経過は民闘連ニュース3号にくわしく掲載されていますので参照して下さい。現状としては、労政時報の方は全くあやまりであると認めるところまできています。労働省の側は、これまた全く巧妙なんですけども、8月14日労政時報の人間を呼んで戒告処分をしています。労働省の方は名前を貸しているだけで全然関係ないと言うわけですけども、こちらの追

及で責任のがれの形で処分をしたというのが真相です。

私たちとしては労政時報に関しては、早急に訂正文を出させるなり一定の結着をつけたい。労働省に関しては、それにとどまらず、特に日立の問題も含めて、就職差別に対して行政としてどういう立場をとるのか全く表明されていませんし、当然行政指導もなされていません。この点で労働省の責任を追及していきたいと思います。

糾弾をやっていると思うのは、日立以降就職差別の戦いを作り得ていないので現状をぶつけるまでいっていない事と、在日韓国人側としては、具体的に就職差別された青年や、そういう人の親が直接糾弾の場に行っていないのでなかなか労働省をせめきれないということです。

全国の皆さんに協力して欲しいということ は勿論、どうやって日常的なものを蓄積していくのか教えていただきたいと思います。

(報告者・高浪)

中部地方における

民族差別との闘い

■名古屋の闘い

現在、名古屋では10ぐらいのグループがそれぞれ民族差別と闘う活動をしています。その中でも中心になっているのが「在日朝鮮人の差別撤廃を、名古屋市民の会」というグループと、昨年8月に結成された「朴君を囲む会名古屋連絡会」のグループが日常の差別問題をとり上げてコソコソとやっているグループであると言えます。

それで、この二つのグループについて報告したいわけですが、その前に、名古屋では、民闘連という全国レベルの組織はピンとこないのですが、朴君を囲む会が発展的に民闘連になったということで、朴君を囲む会名古屋連絡会が全国の窓口になっています。ですから民闘連の結成についての具体的な話し合いはあまりなされていません。

■行政差別との取り組み — 市民の会

で、市民の会の活動を報告しますと、ここ3年来行政差別と取り組んでいて、市当局との交渉は継続されています。児童手当と市営住宅の問題は、去年から取り組み始め、児童手当は、今年の6月から実施されることになり、今その申請が受け付けられています。市営住宅の入居問題はこの10月から実施されることになりました。ただ、このことが我々の活動の成果と言えるかどうかははっきりしないわけで、当局としては「市民の会の要望も考慮に入れました」と言っているわけですが、どうも全国的な流れがあるし、本山革新市政だからやった方がいいんじゃないかというのでやっているふしが見られます。というのは、我々は市に対して今まで差別をしてきたんだから、自己批判し在日韓国人・朝鮮人に納得のいくようにやれと交渉を続けてきました。例えば児童手当の件で、韓国語と日本語の両方で案内文を各戸配布すべきだと要求してきましたが、結果は我々の力量不足もあって受け入れられなくて、市報に歴史的事情を考慮して在日朝鮮人にも児童手当が受けられるようになったという案内が出ただけで、我々が要求してきた各戸配布もなされませんでした。その後も我々が各戸配布を強く要求したら、市当局も各戸配布をするようになりました。しかし、市側は申請もれがあったからで、市民の会の要請があったからじゃありませんよと開き直ってきました。

我々は、市に対して最後まで追い込めないのは在日朝鮮人からの具体的な差別状況に対する告発がないからじゃないかということで現在市民の会ではどういったら在日朝鮮人と共同闘争ができるのかというのが問題にされています。

■教育差別との取り組み — 囲む会

次に、朴君を囲む会が去年の8月結成されてからどういうことをやってきたかと言いますと、日立交渉のすぐ後、名古屋市内の私立高校で在日朝鮮人生徒の入学拒否をする学校がたくさんあるというので、教育差別との取

り組みを始めました。現在も継続してやっていますが、くわしくは民間連ニュースの1号2号を見てもらえばわかります。

それから、今年の2月に解ったのですが、愛知県立大学に東京の民族学校を卒業した生徒が受験しようとしたところ、県大が受け入れ規定がないということで2年間も放置している問題に関しても取り組みがなされ、県大の方にも交渉に行ったけれども、県大の方はいろいろこまかい法律の解釈を持ち出して、我々をはねつけたわけです。それで、これは社会問題化した方がいいと判断し、地域の人々にビラ配り、署名活動をやり、並行して学長との団交ということを考えています。又、この件では県大の学生の中でも独自に闘いを始めています。

■その他の運動体

以上が名古屋の取り組みです。その他の運動としては、「金芝河を見る会」とか「日朝の歴史をさぐる会」というグループがあって相互に連絡を持ちあっています。

これらのグループを含め、名古屋で民族差別と闘っている人の数は、この前学習会を呼びかけた時に30名の参加者がありましたので、だいたいそれぐらいだと思います。

(報告者・安田)

民族教育の確立の為の闘い —京都韓国学園建設問題—

■京都韓国学園建設問題との関わり

京都韓国学園は、現在京都市北白河にあって、校舎が非常に老朽化しています。それで学園・PTAを中心に1960年から移転の問題が出されました。ところが、15年たった現在でも、移転先を3回も変更したにもかかわらず、3回とも地元住民の民族的偏見に基づく学園建設反対運動によって実現されるまでに至っていません。

最初の予定地だった銀閣寺においては、地元住民が京都の恒例行事である大文字の送り

火を中止するぞと市へ洞喝をかけたため、市がそれに屈服してうやむやにされました。また、次の予定地の榎原でも地元住民が土地の値段を10倍もふっかけたため、学園側は建設を断念せざるを得なくなり、現在3番目の予定地である本多山で建設の準備を始めています。ところが、ここにおいても地元住民が一貫して建設反対運動を起しており、その方法を銀閣寺の運動から学ぶといった有様です。

この間、京都韓国学園を支援する日本人側の運動がなかったわけですが、昨年在日外国人の民族教育を守る会ができて、それ以降京都韓国学園問題に関わりだした5団体と昨年11月に京都韓国学園建設促進連絡会議が結成され、地元住民の排外主義に基づく民族差別と京都市行政の民族教育や在日朝鮮人への諸権利に対する無理解との闘いを進めてきました。

私たちの運動の中で大きな支障となっているのは、いわゆる民主的な運動をやっている人たちでさえ、韓国学園即反共教育ということで、日本人としての立場をかえりみないで韓国学園批判をやっていき、問題の本質をゆがめ地元住民や市の民族差別を合理化する状態にあるということです。このため運動の輪がなかなか広がらず、大衆運動化するまで至っていません。

■今後の展望

こういった中で、韓国人グループとの共闘を進めるということで、韓国人青年の手で結成されている京都韓国学園建設促進青年協議会と協力して地元へのビラ入れと、各団体・個人に呼びかけをして運動の広がりを進める中で民族差別糾弾をやっていこうと思っています。また、それと並行して京都市行政とも対峙していこうと思っています。

私たちは、京都韓国学園の移転問題だけでなく、これを通して民族教育の確立の為の闘いとして位置付ける必要があるだろうと考えています。

(京都朝鮮人差別と闘う会・篠原)

関西民闘連の結成と

それ以後の闘い

■民闘関の結成

関西では去年の11月23日に、日立闘争をやってきた部分を中心として民闘関を結成しました。それ以降、具体的には行政闘争への支援、あるいは関西における様々な運動の支援をやってきたわけです。その過程で、兵庫では尼崎市に対する行政闘争をこの間ずっと闘ってきて、兵庫における民族差別と闘う連絡協議会の結成に至っています。このことも踏まえ、民闘関の活動を報告したいと思います。

民闘関は11月23日に結成大会をやったわけですが、その時主要には朴君闘争を踏まえ、日本社会に根深くある民族差別の問題。とりわけ関西には多くの就職差別が存在している中で、一つは日立に対する就職差別の監視、二つには、いろんな企業に於いて存在している就職差別との闘い、あるいは教師の側からは進路保障からの問題、三点目は民族教育の問題を深く掘り下げていく事、四点目は法的地位の問題に於いて申さんの闘いの支援、最後に行政差別との闘いを行っていく、といった方向を出していきました。これらの問題を通して、根深く存在する日本における排外主義差別、さらには同化による差別との闘いを進めていこうということで出発させたわけです。

■関西における行政差別糾弾闘争

具体的には、去年の10月以降大阪市・府の公営住宅入居権の問題、児童手当の問題を中心とした行政差別撤廃の闘いをやってきました。現時点では住宅入居権は市・府とも実施するというので、具体化の段階に入っています。

■申君・韓さんを通しての法的地位闘争

さらにそれ以降、今年に入って諸運動の支

援と並行して、民族差別とは何かという問題について、具体的な差別の実態の中にどのような本質的な問題が含まれているのかという学習会を持ちました。これは、韓さんから見た法的地位、申さんから見た法的地位ということで、今年の6月に持ったわけです。

また、今年の春以降、韓さんに表われた、いわゆる不法入国による退去強制の問題での関わりを持ってきました。この韓さんの運動は、6月14日大阪入管に仮放免1ヶ月の更新を認めさせるということを直接的な目標にして、300名が参加した闘争が行なわれていきました。その中で、解放同盟大阪府連の守る会への参加、また大阪における民族差別と闘ってきた諸団体、さらに、京都・兵庫・東京というように韓さん一家を守る運動が全国的に広がっていきました。

■民闘連との関わりについて

以上の活動を踏まえ、民闘連との関わりについてふれていきますと、大阪・関西の状況から見た時、具体的に運動が様々な形で行なわれており、様々な運動に具体的な運動体が形成されている状況において、在日朝鮮人・日本人の共同闘争が進行している中で、各運動体の横のつながりが一定なされているわけです。けれども、やはり具体的に何が問題になっているのかというようなことも含めたより一層の交流というものが大きな課題になっているわけです。民闘連として、民闘関として、そういった課題を担っていけるかということは現段階において、まだはっきりした方向は出ていないわけですが、横の連がりを深めていく中で、さらに問題を深化されていくという課題に取り組まなければならないと考えているわけです。

最後に、京都韓国学園建設問題との取り組みをしている各グループとの交流も、もっと進めていく方向で考えていこうと思っています。

(報告者・大音)

行政闘争を通しての 兵庫民闘連の結成

■ 対尼崎市行政差別糾弾闘争

尼崎における児童手当、公営住宅等の対市交渉に関してはRAIKの資料を見ればわかると思いますので、かいつまんで話しますと去年の10月に在日大韓基督教武庫川教会と同青年会、それに尼崎在日同胞の人権を守る会で尼崎市に公開質問書を出しました。その回答が同10月にあったんですが、その時に基本的な見解を正したところ、人道的見地からという言葉が入っていたわけです。それで2回目の交渉の時に、KCC等14団体が集り、仮称・兵庫民闘連という名で糾弾してきました。2回目の交渉は、こちら側のペースで進み、市側は、行政差別を認め公営住宅やその他の行政差別は改善していく、児童手当も考えていくという回答を得ました。それで、今年になって公営住宅等の権利は要求通りになったわけですが、児童手当は、今年の2月14日に突然、商業新聞に在日外国人にも児童手当をあげますというのが載っていてその内容は、第4子から1,500円で1年以上居住している者ということであったわけです。それで、我々としては、これは差別を助長するものであるので、尼崎市と4月17日に交渉を持ちました。その交渉では、先に市が児童手当の事で決定したことは差別を助長するものではないかと追及したところ、その通りであることを認め、次回には責任ある回答を出せる人を出すということで、5月9日の交渉が設定されました。

私たちは、交渉の前日である5月8日、差別行政を糾弾する決起集会を持ち、5月9日夜7時から翌日の正午まで対市徹夜交渉を行い、我々の要求を認めさせ、確約書を取りました。5月8日～10日には川崎から12名が応援に来てくれて、仙台や名古屋からも、尼崎市に抗議文が寄せられ大きな力となりました。その確約書には、9月にもたれる市議

会に児童手当に関する条例が上程される事になっていますので、私たちは市議会に向けて要請の署名運動をやっています。

その後も6月13日に対市交渉を持ちましたが、責任ある回答のできる人が同席せず、そのことを追及すると次回から必ず出席すると言いながら、こちらが交渉を呼びかけても忙しくて出席できないということで現在まで交渉がもてずにいるわけです。

以上が対市交渉の経過ですが、その中で我々が一貫して主張してきた事は、市側の行政に対する基本姿勢を改めるということであって、今後もそれを追及していきたいと思います。

■ 兵庫民闘連の結成

兵庫民闘連は7月27日に設立集会を持ちました。そこで活動方針・規約・役員・決議文を採択し設立集会を終えました。ただ、日本人部会の基調報告にあるように、行政闘争において、日本人と在日韓国人との共同闘争として掌握されるには至っていないという事が問題として出されました。それで、設立集会をきっかけに、日本人にとっての民族差別に関わることの位置付け、在日韓国人にとっての民族差別に関わることの位置付けということを考えていかねばならないと思います。

(報告者・崔 昌寿)

広島における

民族差別との闘い

■ 広島における教育差別糾弾闘争

広島には民闘連という組織はありません。いろいろ小さなグループは、たくさんありますがまとまったものはありませんので個人的な報告になる事を諒承して下さい。

私は、広島の小学校の教員で、そもそも私が民族差別問題で何かやらなければいけないと思ったのは、5・6年前ある人から「あなたは、自分のクラスの韓国人生徒にどういうふうにやっている？」と聞かれて、私が、普

通にやっていると答えますと、その人から日本人と同じように扱う事の犯罪性というものを聞かされて、やっと気がついたわけです。それで何とか教育の現場で本気に要り組もうと10人ぐらいで始めたわけですが、そのむずかしさを知らされました。私たちは組合の教研集会等で無理矢理レポートを持ちこんで提案したりしましたが、部落問題に関わっている教師ですら日本人の差別がまず先だからというように、私たちの提案は討議にすらかけてもらえませんでした。それでも広島市とその近郊の教師とで、各クラスに1人ぐらいいる在日韓国人生徒の家庭を訪問し始めました。しかし、そこで話せば話すほど壁があることを知らされました。

そういうことを3・4年続けるうちに、広島の電機高校が民族学校と交流を持ち始め、学校内に朝鮮語講座を作っているのを知り、その先生とも交流をもってその実践を学んでいます。

■ 幅広い取り組みを

私たちは、教員とか、子供とか、民族教育というところだけに固執していると私たちも消耗するし、なかなか進まないの、そういうことだけにこだわらず、別の角度からもやっていく必要があるんじゃないかということ

で、様々なグループとコネクションを持ってきたわけです。

一つは、キーセン観光を糾弾する会と広島市の観光会社にキーセン観光の案内をさせないよう交渉して確約をとりました。

もう一つは、朴君の問題にも関わりを持ちはじめ、2・3回集会を持ち、日立営業所に1回交渉をもちましたが、判決がでて、それ以降やっています。

またもう一つは、去年申京煥君の問題についても提起を受け、法的地位問題の学習会をやっています。これからは学習会にとどまらず具体的な運動を進めたいと思っています。

最後に、韓国人被爆者の問題があって、これは、市民会議が中心になってやっています。この前も韓国から被爆者の方が3名みえまして、その中の1人が三菱に強制連行され、再び強制送還される時、船が転覆して260名ぐらいの人が死んだのに、三菱から何の捜索もなかったり、給料の未払いもあるということで、8月29日に三菱と第1回交渉をもちました。

今後の課題としては、学校で日本人化されていく問題があるなかで、教師の主體的な活動が必要だと思います。

(報告者・野田・東)



75・8・30 第1回民闘連全国交流集会全体集会

分科会報告

〔第1分科会報告〕

住宅・児童手当を中心とした 行政闘争の現段階と問題点

司会者 仲原 良二（兵庫民闘連）

報告者 中村 大蔵（ ）

参加者 日本人7名、韓国人4名

第一分科会では、東京・川崎・名古屋・京都・尼崎からの参加者で論議がされ、日本人と在日韓国・朝鮮人との共同闘争における問題点と、現在、行政闘争のなかでぶちあたっている問題点について論議が進められた。

■尼崎における行政闘争の現段階と共同闘争

尼崎における現段階での行政闘争の問題点は、一応9月の市議会において児童手当の差別条項の撤廃を実行させるというところまできているのですが、この段階で行政闘争がなかだるみ的な状況におち入っている。現在、局長交渉が今だ実現せずにいるなかで、9月の市議会までに局長を含め、尼崎市行政の機構的な内容までの変革をせまるといふ闘いをやっていきたい。

それと同時に、共闘する日本人の団体としての問題提起されるなかで、不十分ながらも韓国・朝鮮人と日本人との共同行動が進んでいる。しかしながら、まだ両者が共同闘争における問題点を克服すると言っているところまで行っていない。

■名古屋における共同闘争の問題点

名古屋の“在日朝鮮人への差別撤廃を、名古屋市民の会”の方から、いわゆる日本人だけでの運動に限界があるという報告が、尼崎の報告に関連してなされた。さらに、市行政の基本的な姿勢を追及するなかで、市行政そ

のものが入管の末端を担い、また先兵的な役割を果たしている関係上、市行政の基本的姿勢を追及して行くということが、逆に、さらなる抑圧体制を生み出していくのではないかと考えると、運動に対する非常なむずかしさを感じる。

又、日本人だけで運動を進めているという状態のなかで、在日韓国・朝鮮人との接触あるいは接点がなかなかもてない。そして、日本人だけでやっている運動のなかで獲得されていった項目が、結果的には在日韓国・朝鮮人に対して恩恵的な政策を施すことになるのではないだろうか、という問題指摘がされた。

さらに、尼崎の場合は実態的に民族差別があるということを、運動と交渉の初期の段階で明らかにさせてきた。しかし、名古屋においては、差別があると言うことを行政当局がどうしても認めない。差があるとしかいわない。その事が差別であり、かつ実態的にも差別が存在することを認めさせることができない。それは日本人だけでやっている運動の限界ではないのかといった、現段階でぶちあたっている問題が提起された。

■川崎における問題点

川崎における児童手当、公営住宅入居資格等の行政差別撤廃闘争の問題点は、大衆運動として成立する前に、獲得目標が市行政幹部と交渉団との一発交渉で決まってしまった。そうした状況をフォローする意味で地域集会を設定していった。しかし、まだまだ下からの盛り上がりとしての大衆的な高まりのなかで、その成果を獲得してっていない。大衆的な闘いのなかで成果を獲得して行き、そのなかでそれぞれの自覚を確かめて行く、つまり、民族的自覚をそのようななかで獲得していかななくてはならないということで、地域活動を現在すすめている。

地域集会には、在日韓国・朝鮮人と日本人が同席し、共同の場ではあったけれども、まだまだ共同行動、活動としては、表面的にしかできていない。

■京都における行政当局とのとりくみ

現在問題になっている京都韓国学園の問題をめぐって、行政交渉を設定しているが、交渉そのものが糾弾スタイルで、一発主義におちいってしまい、継続する形で持てていない。

しかしながら、京都韓国学園の問題を行政闘争の軸にすえながら、諸々の権利を奪ってきている京都市行政に対する交渉を続けて行きたい。

それと、9月1日を目前にし、関東大震災における朝鮮人虐殺といった歴史的事実をふまえ、あのような事態を繰り返さないということで、今後の民族差別の闘いをすすめて行きたい。

■論点と確認されたもの

各団体、まだまだ未整理な問題があり、論議が十分かみあうというところまでにはいかなかった。

しかし、日本人と在日韓国・朝鮮人との共同闘争の問題点もさることながら、日本人の運動が日本人社会でどのように信用されているのか、さらにまた、日本人がやっている運動が在日韓国・朝鮮人にどう受けとられているかというよりも、まず日本人社会においてその運動がどのような影響なり、社会的影響を持っているのか、と言うことが明らかにされなければならない。日本人側として運動をやっていくなかで、日本人社会における日本人の問題として捕えなおしていくという作業が必要である。日本人としての主体を明らかにしたところでの、運動体内部の問題解決がない限り、共闘の問題さえも明らかになってこないのではないだろうか。

こうした討論が続けられるなかで、やはり明らかにすべきことは、日本人と在日韓国・朝鮮人との共闘というものが、それぞれの組織のなかで何によってたつのか、何が組織を変えて行くのか、そして、どこに責任を負ってやっていくのかということを、まず明確にしない限り、共闘というものは組めて行けないであろうし、運動の限界性を打ち破ることにもならないであろう。

行政闘争ということが第一分科会のテーマではあったが、以上のような討論が重ねられるなかで、やはり大きな問題点は共闘の問題である。運動の体制を地域的な広がりの中でどう実現させて行くのか、という組織的な問題。その上での共闘を具体的にはどう実現させ得るのか。日本人と在日韓国・朝鮮人の団体とが、それぞれどのような課題をかかえどのように問題を見つめていっているのか、それぞれの組織内での問題の煮つまりによって、共闘の場を獲得していかななくてはならない。単に、接触があるとか、同席しているとかということで共闘が勝ちとられてゆくものではなく、それぞれの組織のなかで、民族差別の問題をどうとらえかえしているのか、そのなかで主体を明らかにしていくということによって、共闘が構築されてゆくものである。共闘とは、そのようなものであらねばならないといった全体的な認識を持つに至った。

〔第2分科会報告〕

法的地位問題

司会者 山田 貴夫(神奈川朝問研)

報告者 高浪 徹夫(" ")

参加者 日本人12名、韓国人6名

この分科会では、法的地位問題を個別にしかも実際に運動をやっている人達の話を中心しながら、入管の問題をどういうふうに取り扱っていけばいいのかと言う点で話しあわれた。「申さんを支える会」「韓さん一家を守る会」「孫辰斗さんのグループ」の一応三団体からの問題提起を受けるという形で討論がなされた。論点は次のように整理される。

- ①入管行政を打ち破る手段
- ②裁判闘争と運動との関係
- ③当人と運動の関係
- ④密入国者問題

■入管行政を打ち破る手段

対入管との関係においては、法務大臣の自

由裁量の壁と言うことが非常に大きくたちはだかっている。個々のケースが法的な前例となり得ず、特別在留を獲得して行くことの限界性を支援団体は常に感じている。そうした上で注目されるのが、申京煥裁判で提起されている新訴訟の問題である。旧訴訟では、特別在留許可を獲得することを目的としながら新訴訟では、結論的にいうと、入管の審査段階のところにメスを入れるかたちで、協定永住権を維持するということを目的にした訴訟である。つまり、申さんが持っている協定永住権が、徴役7年以上の刑を受けた者は退去強制令が發布されるという特別法によって、自然的、機会的に剝奪されることは、現行法からも歴史的背景からも許されないとするものである。この新訴訟に勝利していくということは、特に協定永住権取得者にとっては、極めて大きな意味を持つ。このことは申さん個人のレベルにとどまらず、同じような状況のもとでやられていく人たちを救う判例となるし、在日韓国・朝鮮人65万人を抑圧するところの入管行政の矛盾を突くものである。

もう一つ入管の壁をつきくずす方向として出てきたのが、いわゆる大衆運動である。今までの入管闘争というのは、法務大臣の自由裁量に対して嘆願するという形態からなかなか抜け出ることができなかった。韓さんの運動もその枠のなかにありつつも、この6月に見られたように、大衆運動でもって大阪入管を抱囲することによって強制収容を阻止していったという、きわめてめずらしいスタイルの事例をつくりあげた。

申裁判における新訴訟のスタイル、そして大衆運動で入管の壁をつきくずして行くという、この二つのことに注目して行く必要があるのではないだろうか。同時に、限界性というか、現在運動体がかかえている問題も同時におさえてゆかなくてはならない。つまり、新訴訟は論理として一応構成されたものの、現実の裁判闘争の側面では、勝てる見込みが非常にうすいということである。韓さんの大衆運動にしても、そうしたスタイルが逆に、

法務省の面目にかけて、入管の面目にかけてということで、運動に負けて特在を出すということは絶対にならないというような逆説的關係になってくる。そのような関係のなかで入管側は暗に、運動をやめれば特在を出してもよいような事をおおわしてくる。しかし、それで運動を止めたら本当に特在を出すかという、そんな保障はどこにもない。そういう意味で、大衆運動で阻止する戦術にもまだまだ問題と課題が残されている。

入管を打ち破る方法としての、以上のような二つの事例が討論のなかで出されては来たが、非常に難しい問題である。しかし、この二つの事例に注目する必要があると言うところでの論議に終わった。

■裁判闘争と運動体との関係

対入管との闘いにおいて、ほとんどの場合裁判闘争という形態を取らざるを得ない。そこでやはり問題となるのが、運動体と弁護団との関係である。運動の方針と裁判闘争の方針、あるいは闘争の焦点をめぐっての落差が生じることは、多くの運動体が体験するところである。しかし、裁判闘争を運動と言う側面からすすめる側にしても、法律的な無知をフォローしていく上での学習をきっちりやっていく必要があるのではないか、そうした問題をふまえた論議のなかで、大阪から出された「人権センター」の設立の問題というのが非常に示唆に富んだ一つの解決の方法であろうという事が話された。

つまり、運動体と弁護団が完全に切れた関係が一般的である。そうではなしに、もっと日常的に法律相談の問題や、地域あるいは運動の実体につながりを持ちながら、運動と弁護団の落差を埋める意味においても、人権センターの持つ可能性は大きい。

運動体の法律的無知をカバーするうえで、入管問題であるならば、入管に関するさまざまな判例であるとか、面会手続きとか、入管行政の具体的な対応政といった、実務的に必要な知識をまとめた、ガイドブックの必要性が、論議の中で強調された。

■ 当人と運動の関係

入管闘争の場合、一番しんどい問題になってくるのは、当人との関係である。当人は、大体的場合、仮釈放されるなりしているが、常に強制収容、送還されるかわからないといった、緊迫した状態のなかにおかれている。さらに、当人は厳しい法律のなかで制約を受け、運動体との関係でもまれながら、闘争の前面に立たざるを得ないといった、極めて精神的、肉体的にしんどいところに位置しているのである。

具体的にいうならば、申京煥さんの場合、自分が犯した犯罪の問題をも含め、運動の先頭に立って行くことの重さ、しんどさというものがある。そうした彼をどう支援し、共闘して行こうとする側が、どういう形で接触し本当にうまく運動を進めて行くことが出来るのか、討論の対象となった。

結論的にいえば、やはり地域の問題としてとらえ、運動をつくりあげていかなければならない。

そのことの具体例として、韓さん一家を守る会、あるいは、黄さんのケースがある。地域の中で、問題が出てきて、その問題をその地域の当人と関係のある人たち、保育園なら保母さん、あるいは学校の先生、地域の住民が、送還を阻止しなければならないと言うことで、みんながより集まるような運動でなければならない。そうした地域住民、関係者の活動が、実は、一番しんどい当人を支えて行くときの基盤となる。同時に、その地域的な活動、地域的に送還を阻止するといった署名活動とかといったものが、入管に対する最も大きな力になっていくのではないかと、ということが確認された。

関東・関西以外の地方においては、情報不足と、当人との接触のむづかしさもあって、なかなか運動ができていく。それは、運動の地域的基盤の欠如に起因する。これは、やっぱり地域の問題であるから、何とか問題にし、運動化しようといった運動の蓄積が、まだまだなされて来ていないのが、各地方の現状なのではないだろうか。そういう意味で、

大阪における入管との闘いから、徹底的に手で行くことの必要性が確認された。

■ 密入国者問題

最近、密入国者の強制送還の問題が非常に多く出てきている。この問題を語るとき、ただ単に人道的な理由のみで、送還を阻止するために協力をという形だけでは、なかなか前に進まないのではないかと。日本政府の方としても、密入国者というものを、体系的にとらえていこうとしている。運動する側においても、やはり、その人間の本国との関係も含めて、密入国してくる人達に対する評価というもの、かなり、きっちりやっていく必要がある。その事は、密入国者が出てくる背景をも含めて、そして、当人の民族的な立場に対する評価も含めて、きっちりと密入国の問題をどういう風に考えていったらいいのかを、討議すべき段階に来ている。

このことは、又、日本の社会にある、密入国者に対する、極めて悪意ある偏見が存在する状況を考えるとき、密入国の問題を、きっちり討議することは急務である。

以上、4項目にわたって討論がすすめられたが、時間の関係上、さらに突込んだ討議がなされなかったのは残念である。

しかし、こういう問題を、各地に持ち帰り特に地域の問題として、入管の問題を考えていかななくてはならないのではないかと。各地での実践を通して、問題と運動の深化をしていく必要がある。入管というのは、緊急の問題ですから、つまり、当人がやられるかやられないかということが絡む問題である。そういう意味で、かかえている個別課題を、全国的な協力がやはりどうしても必要である。

申さんを支える会、韓さん一家を守る会、

斗さんの場合等々、緊急な問題として、各地方で協力して欲しいという強い要請が出されています。

〔第3分科会報告〕

入学差別・進路保障等

日本人学校での教育問題

司会者 館 宗豊（考える会）

報告者 “ ”

参加者 日本人13名、韓国人2名

第三分科会は、小・中・高の教師や労働者が参加する中で、各地での教育問題の取り組み、共通する問題点等を通して日本人学校での教育のあり方とそれに関わる姿勢を問い直していった。

■大阪における取り組みと問題点

大阪の場合、考える会を中心として、大阪市同和教育研究協議会・大阪府同和教育研究協議会の中の在日朝鮮人教育部会や大阪市外国人教育研究協議会が、日本人学校に在籍する朝鮮人生徒の教育の問題に取り組んでいる。

これらの組織は、部落解放教育を進める中で、在日朝鮮人問題が見えてきた教師が集って作ったものであり、これが大阪の特徴と言える。また、大阪の場合、日本の学校に非常に多くの在日韓国人・朝鮮人児童が在籍しており、同化・抑圧の中で歪んだ形で育っている。こういった子供たちに民族的な自覚と誇りを育てるような教育、あるいはそういった機会を最大限保障していく事。のみならず、彼らを取りまいて日本人の子供たちに、朝鮮人の教育の問題を自分自身の問題としてとらえさせ、だから差別をしない許さない子供にすることで自らの解放をめざして進んでいける子供たちを作る教育といったことを大きな柱として進めていっている。

具体的な取り組みとしては、行政面では大阪市教育委員会に対して、1年間の教育方針の中に在日朝鮮人の教育について、一応お題目にもあげさせるようになった。このこと

によって、今まで取り組みのなかった学校、あるいは、管理職とか行政に弱い層の口を封じ込む武器として使えるようになっていく。

また、教育の現場で朝鮮を正しく教えるということで、いろんな教科にそういったことを盛り込む。また、教科外でも関東大震災や7・4南北共同声明あるいは、阪神教育事件を教材化して、教科外でそれを教えるとか、何故朝鮮人の子供が日本人の学校に多くいるのかということを教材化していく取り組みをしている。当然それをするには教師自身が知らなければならないので、シンポジウムとか歴史講座とか学習会・研修会・講演会を開いてそれを広める作業、あるいはそれを冊子や資料にしていく作業、そして、それを授業で具体化するためのカリキュラム作りをしている。そして、それを基に教えていく中で、具体的な子供たちの反応をもち寄って実践交流会をし、それをもってまた、現場に戻るといふようなことをしている。

さらに、そういった活動を進める一方、本名問題とも取り組み、通名を使ってる子供たちに本名を名のらせる、あるいは本名で呼ぶようにしている。これは、最初は子供からも親からも反発があって、教師との対決みたいなものから始まり、いろんなものすごく大きな問題が出てくるけれども、それをやりきっていくことによって教師も子供も親も強くなっていっている。そして、本名問題でも教育委員会に通達を出させ、学校の指導要録や卒業証書に本名を書かせ、年号も昭和ではなく西暦で書かすようにした。

その他の取り組みとしては、学校全体で民族学校と交流会を開いたり、劇を観たり、朝鮮人の青年や先生方に朝鮮人として生きていくことの素晴らしさを講演してもらったりしている。

以上が教師という場所の中での取り組みであるが、その他にも進路問題として大手前女子短大の差別事件、日本育英会の差別問題・韓さん一家の問題とも取り組んでおり、また日本人が朝鮮人を教育するという限界性から大阪市や府の教員採用に関して国籍条項を撤

廃させた。

■その他の地方の取り組みと問題点

広島からは、組合や解放同盟が大きく二つに対立的に分れる中で、在日朝鮮人生徒の教育の問題を同じ教師仲間に提起し、訴えてもなかなか理解されないという問題が話された。

名古屋からは、全く取り組みがなされていなかった中で、何人かの教師が学校の中で少しずつやって来ている事とか、しかしながらそれがなかなか多くの教師に広がっていかないという現状報告があり、さらには、私学の入学差別問題に取り組む中で、差別をする私学を糾弾していくとともに、そういう学校に平気で生徒を送り込む中学校の教師の意識をも問題にしていることが報告された。

仙台からは、教師ではなく労働者が参加して、労働の立場から報告された。その中で、仙台では逆に教師の意識化がされていず、そういった教師の中へどうやって入っていけばいいかという問題が出された。また仙台では育英高校の生徒と朝高生との暴力事件があって、それとの取り組みがあるのだけれども、教師が圧倒的に動いていないという報告がなされた。

横浜の場合は、1人1人の教師が、問題を見て、それに取り組んで来たのではなく、それとは逆に目ざめてきた組合の幹部とか、何人かの人たちが組合組織を逆に使う形でやっている。具体的には、日教組の教研にしろ民族と人権の分科会や部落問題の分科会がある。しかし、横浜にはそれがない。おかしいではないかという理屈で、組合の中にそういう分科会を認めさせ、それを担保に運動を進めている。また、組合主催で講演会を開き、それを通じて運動を広げていこうとしてることが報告された。

■論点と確認されたもの

全体として各地方とも、本当に担っていかなければならない教師の側の取り組みがまだまだ遅れている。そういった教師にどのような問題提起し、どのように入っていけばよい

かという問題が共通した形で出された。

この問題では、大阪の方から体験的に出た事として、在日朝鮮人問題に取り組んでいない教師でも中学三年を担当すれば、就職や進学の問題にぶつかり、いろんな悩みや問題が起ってくる。その時に在日朝鮮人生徒が入れない現実をどうするのかということを踏まえて、その教師と話し合い、仲間としていっしょにできるのではないかという話が出された。

また、子供の現実とか実態を徹底的に教師が知り、その中で教師自身が深まり高まっていき、親との話し合いもできる。そういった取り組みを続ける中で、その問題をいろんな所に提起していくことが運動の広がりにつながるということを参加者で確認した。

また、やはり日本人教師には限界がある。しかし、だからといってそのことがただ、民族学校につれていけばいいということにはならず、子供自らが民族学校に進んで行けるようにする。そういうことで、とりあえず日本の学校で出来る事として、学校に朝鮮人青年や教師に来てもらって接触させることが日本人教師として必要ではないかということが話された。

また、具体的に在日朝鮮人を呼ぶと言っても、必ずその人の国籍問題をめぐって南北問題が起ってくる。この事をどう克服するのかを教師が日本人の主体の問題として判断しなければならない問題として話し合われた。同時に、在日朝鮮人教育の問題は、やはり日本人の子供の教育の問題であり、日本人の課題であるという観点での取り組みが必要ではないかということが話し合われた。

その他に、各地の取り組みの報告の中に、子供や親の姿が出て来ていない。どうしても現状の話に終始してしまい、具体的にこういうことをすれば子供の反応がこんなにあったとか、親がこういうことを言って来たという話が出てこなかったで話がからまわりしてしまふ事があって、この事を分科会の反省として受け止めた。

以上の話し合いの中で、冬に持たれる日教組の教研にこれからの取り組みを持ちよること

を約束し、また、今回の交流会では、生きた子供や親の姿を持ち寄る中で、もう一度話し合おうと約束して、散会した。

〔第4分科会報告〕

地域活動における問題点

と今後の方向

司会者 ㄗ 敏勝（川崎在日同胞の人権を守る会）

報告者 ㄗ 敏勝（ " ）

参加者 日本人4名、韓国人6名

第四分科会には、川崎・京都・大阪・尼崎神戸からの参加者で討論がされた。

川崎における地域活動の報告を軸にしながら、何故地域での活動が叫ばれるのか、地域運動と住民の関係、民族運動としての地域活動といった点で討論が交された。

■何故地域か

川崎の地域活動というのは、説明するまでもなく、日立闘争を通して見えて来たということである。問題が起きてから運動を起すというのではなく、また、問題が表面化されてから運動をくむのではなく、地域の差別の状況に密着して、それを具体的にどう構築して行くのか、ということが問題になり、地域に入っていくという視点ができたわけである。

去年の8月、川崎の池上町という同胞が密集する地域で、夏休み子供会を行った。そこで子供会を経験し、子供を通して同胞の生活実態をかい間見ることができた。地域の環境を知ることによって、同胞の日常生活をとりまく問題に接し、川崎の同胞青年たちは、今まで同胞の問題に対して、全く無知であったことを知らされた。そうした反省のなかから地域に根ざした活動の必要性が、さげばれていったのである。

川崎における行政闘争のはじまりは、地域

へのかかわり、運動の視点を模索するなかから芽ばえた。日立の問題を地域の人々に訴える集会の席上、池上町の一住民から疑問が提起された。日本人が持らっている児童手当、日本人が入っている市営住宅に、何故韓国人が入れないのか。

こうした一住民の声がきっかけとなって、川崎の行政闘争は、はじまった。川崎における行政闘争は、在日同胞の日常生活に密着した問題を、地域に根ざした活動と視点のなかで取り組まれていったという川崎からの報告がされた。

■地域運動と住民の関係

川崎の場合、行政闘争を単なる物取り闘争に終らせぬため、情宣活動、市議会への請願署名活動などを手がかりに、地域の同胞とのコンタクトを求めて、あるいは地域の実態を知るために、池上町に入っていく。

大阪の場合、住民主体の運動を、どうつくりあげるかと言った観点から、6ヶ月間くらい、地域まわりをする。そのなかで見えてきたのは、運動をつくりあげようとする側の価値観と、住民の側の価値観に違いがあるということである。その違いをどう克服するのか。あるいは、地域のなかには、既成の民族団体によって、大きく二つに分けられている、しかし、いわゆる町内会は、その二つを含めた形でうまく成り立っている。そうした形のものを機能的にどう作り得るのか、地域住民とのつながりをどう作り得るのか、と言った問題提起がされた。

さらには、地域の中に入り込んで行くときの主体として、在日同胞の人権を守る会という名では、住民の側が警戒してなかなか話に乗ってこない、教会ということでも同じである。しかし、保育園から来たと言うと、そこに無言のうちに信頼関係が成り立つ。こうした現象を見ると、如何に、地域での基盤と生活に密着した住民の要求を反映した組織が必要であるかがわかる。つまり、運動をすすめる母体の性格が、住民とどのような関わりにあるのかを明確にする必要があるのだ

はないか、といった運動経験に基づいた論議がされた。

あるいは又、地域での活動プログラムに関して、運動体が考えているものと、地域住民が欲しているものと間に、ズレが生じてくる問題がある。そういう点で、今までの地域運動というのは、住民自身が運動に参加してつくりあげているという形には、まだまだなっていない。例えば、在米フィリピン人の組織の目標に、衛生環境の問題、住宅問題、教育問題、就職問題というのがある。運動を組織する側は、やはり教育の問題が一番重要であろうと考えていた。しかし、住民の側にとっては、就職の問題が最も切実なものとしてあったということが、一年位の運動目標の模索のなかで判ったということがある。つまり住民の要求がどのようなものであるか、具体的に知るためにはどうしたらいいのか、さらに例えていえば、川崎の場合でも、児童手当の権利を獲得したときに、該当世帯が167世帯あった。申請した世帯は166世帯になっている。つまり住民が何を一番欲しているかということを、住民に意志表示させ、それにそったプログラムと運動を、つくりだしていかなければならないのではないかと。といった運動論的な話しが、かなりされた。

■ 民族運動としての地域活動

川崎での地域活動の焦点は、民族運動としての地域活動をめざしているということである。行政との闘争がされる間、子供会活動は休泊していた。こうした状態の運動というの

は、いきあたりばったりの運動に落ち入るのではないかと言う反省から、地域に根をはった、長期的な展望を持った運動が模索された。

桜本保育園に通う同胞の子供達は、園の方針として民族クラスのなかに組み込まれ、民族主体を明らかにさせていくことから、本名を名乗らせている。しかし、卒園児が小学校に入ると、日本名を再使用すると言う、あともどりの現象が生じてくる。保育園のなかでのみ朝鮮人として生きている。このことは、日本人のなかに入った時、朝鮮人としての自分をあきらかにして行くことの困難な状況を示しているのである。こうした子供達を、常に見守る体制が必要ではないのか、朝鮮人の子供が朝鮮人として生きることのできる、バックアップをしてやる必要があるのではないかと、といったことから、川崎の青年と桜本保育園の共同で、青丘社桜本学園という塾が、今年の4月から開設された。

川崎における地域活動の指向性は、具体的な生活そのものの中における、人間性回復を求める運動である。人間性を歪める要因と条件が様々な形で存在する以上、その運動もまた具体的、かつ総合的にならざるを得ないのではないかと。そのことゆえに、子供会をやり民族保育をし、学園をつくり、児童手当を勝ちとろうとしたのである。

日本人との共闘問題をかかえつつも、在日同胞の切実な問題として、民族運動としての地域活動をめざすのである。といった川崎における地域運動の意義と、位置づけが話された。



75・8・31 分科会風景

全体討論集会

日本人と韓国人の共同闘争を模索しつつ

—川崎での体験をとおして—

崔 勝久

第一分科会で出された名古屋のグループからの発題をめぐって、日本人と韓国人の共同のあり方について問題が投げかけられた訳ですが、そのことに対して、川崎での具体的な体験から答えたいと思います。

■民族差別を克服する上での行政闘争の反省

私はまず、名古屋の日本人グループの方々に申し訳ない気がするのです。中部の同胞がしっかりとさえやってくれているならば、名古屋での行政闘争ももっと違ったかたちで展開できたのにとおぼざるをえません。要は、抑圧されている状況の中から私たち自身が声を上げなければならないということなのです。

例えば川崎でこういう例がありました。日本人のグループが、川崎の市職員になるのに国籍条項があるのは差別だから、それを撤廃する運動をしようというのです。私たちはそこで、私たち同胞の中から教師なり、市職員になるといふ人間が現われるまでは待つてほしい。そのときは私たちは彼を支援する運動を展開するし、そちらの方でも市行政、および組合の質を問うものとして運動をやってくれているかどうか。という話をして待つてもらったことがありました。そのようにやらないと私たちの方はいつまでも恩恵を受けるという枠組から抜け出せないのだ、ということをつたえた訳です。

このことから私たちの基本的な姿勢は理解していただけたと思うのですが、例えば児童手当や公営住宅入居のことにしましても、物

とり主義的にそれを獲得することだけを目指にはしていません。その権利を要求する動きを通して、分裂させられ、個別化させられ、なお政治的な立場の決断を迫られる中でいろいろな困難に遭っている同胞が、力を合わせてやれる場(体制)をつくっていかうのです。ですから行政闘争というのは、私たちにとって、私たちが在日同胞自身が力をつけていくひとつの柱であった訳です。

しかし、川崎における行政闘争が必ずしもそのような過程を経た運動になった訳ではありません。むしろ、こちら側の思惑とは違って一発解答が出た為、「ボス交」の域を脱しきれませんでした。その後は、二回に及ぶ地域集会や戸別訪問をしての署名活動を通して地域の同胞そのものが、自分たちが児童手当をもらえないことの不当性を議会に訴えるというところまでいき、その結果、市当局をして在日同胞一軒一軒に連絡させてほぼ百%に近い申請率を示すようになったのです。しかし運動そのものはスムーズに展開したのですが、本来の目的であるイデオロギーにとらわれずに同胞が自らの権利のために協力しあう組織化を進めるということでは、成功したとは言いきれません。

■何故地域運動をやらねばならないのか

私たちは今、行政闘争が地域活動の柱になりうるのかどうか、否定的に考えている訳ですが、それは、そもそも地域活動をなんです

るのかということと関連するのです。

韓国やアジア諸国、及びアメリカの黒人街でのスラム地域での活動が広く知れわたる中で、私たちが在日同胞が多く住む地域でも、地域活動をするのはいいことだと言われているのですが、それはそういう運動はいいことだということであって、私たちが何故そういう地域活動をやらねばならないのか、それが私たちの主体性回復にとって、苦難の歴史を歩む民族にとって、どうしてやらねばならないことなのかという認識からきている訳ではないのです。私たちにあっての、地域活動の必要不可欠性が悟られない限り、そういう地道な活動が本気で担われる筈がありません。

■ 日立闘争の地平をふまえて

私たちは日立闘争に参加する過程で、差別と同化の現実の厳しさがいかに多くの同胞の人間性を傷つけているのかということ、同じように苦しんできた自分の苦しみを克服する中で、知ってきました。差別と同化を克服していくことは、民族的な課題であると認識した私たちは、そこから必然的に自分がやらなければならないこと、黙って見ていることのできないことをやり始めた訳です。それが地域活動といわれているものなのですが、私たちは何も、地域活動の諸運動論の中から選んだのではなく、自分たちの同胞に同じ苦しみを味あわせてはならないということから、地域での子供会をはじめ、私たち自身が子供と接していける学園を作ってきたのです。

■ 日本人と韓国人との共闘を模索して

まとめてみますと、私たちは差別と同化の克服のためには、同胞が共に闘う日常的な活動とそれを支える体制作りが必要であると、具体的な実践を通して悟りはじめたのですがそれが地域活動であり、今はその柱を同胞の教育の問題に据えるようになってきたのです。

一方、日本人の友人たちは日立闘争以降、川崎に移り住みながらそれぞれの職場や学校に戻り、そこで、民族差別の問題をテコにし

ながら内部の組織化をはかったのですが、実際の現場ではとても民族差別ということが具体的に問題になるようなことがないというところで、彼らの模索がはじまったように思えます。彼らはあくまでも在日朝鮮人に手を貸すとか、助けるということではなく、民族差別にあらわれている社会の矛盾を自分たち自身の問題として取り組もうとした訳です。そうして、各々の職場や学校に属しながら、神奈川朝問研というものを作ったようです。

その神奈川朝問研と在日同胞の人権を守る会が呼びかけて関東民闘連を作り、今のところ労働省と労政時報への闘いを進めているのですが、この夏からは朝問研の方でも、地域活動に積極的に関わるようになりました。夏休みの子供会には私たちの求めに応じて、日本人の友人が手助けに来てくれたのですが、そのプログラムも終りになる頃、それに参加した青年たちの中で、そういう手助けという形では自分たちの主体性にとっては意味はないのではないかという議論になり、日本人は日本人としての関わりの姿勢をはっきりとさせながら、私たちとの共闘をはかろうということになってきたのです。

実は私たちの方でもはっきりと意識化されていなかったのですが、保育園や学園、あるいは子供会では三分の1が日本の子供であり彼らもまた両親が地方から出て川崎に住みつき、共済の家庭も多く、低学力や非行の問題がある訳で、その子供たちの教育の問題は、私たちが日本人に手助けしてもらおうという次元では担いきれず、日本人が自分たち自身のこととしてやっていくべきであり、そういう場を保障していきながら両者の解放を共同の場ではかっていくことが必要であるという認識に至るようになった訳です。

また、今は忙しくて進んでいませんが、聞き書きを中心とした川崎における歴史の発掘もやっていくつもりです。

■ 民族差別克服のために

日本人との共闘、あるいは連帯をいうとき私たち自身が在日同胞の日常的な差別と同化

の問題に取り組んでいない。即ち、地域活動をしていないということが最も大きな弊害になっていることを率直に認めざるをえません。

一方、日本人の方では、民族差別を生み出すような社会の体質（構造）をどうして許しているのかということが問題になることでしょう。日本人が民族差別を許さないような体制づくりをするということは、即私たちの権利を保障する運動になるとは限りません。——仮にそういう運動を自分たちの主体的な運動としてやろうとしていても、一番大切なことは、例えば日々の教育の実践、教育の中味とどう結びつけているのかということだと

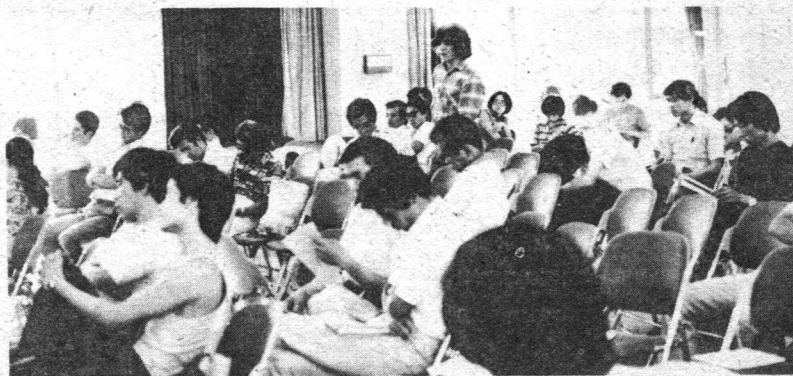
思います。——日本人自身が自分たちの解放、人間性の回復をはかる実践を深める中で民族差別は克服されていくのであり、社会のひずみの反映である民族差別そのものだけが克服されることはありえないのではないのでしょうか？

共同や連帯というのは、お互いが自分たちの主体性を回復していく作業の過程で出てくるものです。それはあくまでも可能性の問題であり、今は協力をしあいながらお互いの場の強化、深化を進めなければならない段階なのではないかと考えております。

（川崎在日同胞の人権を守る会）



7・5・8・31 分科会風景



7・5・8・31 全体集会討議

労働省・労研

糾弾文渉経過報告

労働省！

責任がないのなら、

帰れっ！

—第3回労働省団交—

9月10日、3回目の労働省糾弾の団交は午後3時から、大手町の東京労働基準局別館で行なわれた。関東民闘連からは、李仁夏、佐藤勝己代表をはじめ27名が参加し、兵庫県進路保障協議会からは、山田彰道氏、兵庫県立尼崎工業高校の福地幸三氏、他1名の計30名が参加した。労働省側からは、労働基準局監督課小野課長補佐ら5人が出席した。

■労働省の統一見解

前回(8月7日)の交渉では、労政時報の回答文の解釈は正しいと主張した労働省が、抗議団の追及の前に、省としての統一見解を示し得なかった。今回の交渉では、そうした見解と態度をいっぺんさせ、次のような統一見解を示した。

- ①労政時報の回答文は、在日韓国・朝鮮人への就職差別があるにもかかわらず、そこへの配慮がされていない。
- ②憲法14条に関しては、三菱樹脂判決を援用するにあたって、十分な検討がされておらず、援用する事案においても相違する。
- ③就職差別は徹廃されなくてはならないとい

う啓蒙が、回答には欠けている。

- ④採用にあたっては、能力と適性を中心におかれなければならない。つまり、回答文には職安法の三条の精神が、生かされていない。

■労働省、全ての責任を労研におしつける

ぼう頭に示された統一見解をふまえて、抗議団の方から、労研の誤りは指摘されたが、この事に対する何等かの行政措置を講じたのかといった質問に対して、労働省は、労研に対する行政指導をするといった立場上の責任から、①すみやかに訂正記事を出すこと。②正しい内容の記事を掲載し、啓蒙すること。③どう実行するか、今後の成り行きを見守るといった内容の行政指導を、8月14日、労研に対して行ったことを、明らかにした。そして、このことを持って労働省は、一切の責任を果たしたとしている。

これに対し抗議団は、労政時報の相談室欄には、労働省の官僚7名が肩書きつきで明記されている。こうした体裁は、客観的かつ常識的に見ても、読者の側が、労働省が直接回答したか、労働省の検閲ないしは、監修の上でなされていると見るのが自然である。さらに、抗議団との間で、「労研の行為は、労働省の職安行政からいって、まちがったことがみちびき出されている。」と確認あったにもかかわらず、一切の責任は労研にあるという労働省の態度は、断じて許すことができないと糾弾した。

■責任がないのなら、帰れっ！

労働省の欺瞞にみちた態度に激怒した抗議団は、責任がないと主張するならば、何故、この場に出てくるのか。責任がないのに何故返答するのか。「責任がないのなら、帰れっ！」と激しく突きあげた。

さらに糾弾が続けられ、労働省と労研の癒着関係、なれあい指導に対して、鋭い糾弾があびせられた。これに対し、労働省は、今後誤解を生まぬよう、相談室欄から名前をはずすようにした。しかし、名をつらねているの

は、個人の資格であるし、回答する場合も、個人の責任において行っている、故に、労働省としては責任はないと、あくまでも責任を回避し続けようとした。

■差別の現実には返答できぬ労働省

抗議団の心をえぐるような鋭い糾弾が続いた。

昭和23年に職安法の三条ができた。この法律ができて30年になんなんとする。しかし、労働省はいったい何をして来たのか。われわれは、日立の就職差別問題の時にきた。そして、在日韓国・朝鮮人の就職差別の実態調査を求めた。労働省は何も提示し得なかった。そこへこうした労政時報の問題がでてくる。これに対して労働省は、何も責任がありませんでは、とおらない。

尼工では、在日韓国・朝鮮人が就職のことで徹夜のホームルームをしている。先生は、体をはって進路を保障しようとしている。しかし、やっぱり、アカンナーとなる。訂正記事ひとつで、朝鮮人差別がなくなるか。蔑視がなくなるか。しかも、このようなものが出てくる。これに責任はないのか。子供たちに進路を保障せよ。それがこのことに対するおとしまえのつけかたやないか。

たまりかねて、在日韓国人の婦人が立ちあがった。

私は、46年間、日本に住んでいる。そこには偏見と差別の歴史がある。こうした現実と問題に対し、労働省の人間として答えられなければ、個人的な立場でもよい、どのように考えているのか是非知りたい。就職差別が常識化しているこの現実の流れを、切りはなす、あるいは方向をかえるような姿勢を、行政が何故率先してできないのか。

こうした糾弾に対して、労働省は、ひとことも返答することができなかった。交渉の場は、ビーンと張りつめた空気が支配し、民族差別の過酷さが重くのしかかってくるようであった。

■労働省の社会的責任を問う

労研と労働省の癒着関係が抗議団の追及において、1枚1枚はがされていった。労研は労働官僚の名をつらねることによって、雑誌を権威づけ、労働省はその上にあぐらをかきずさんな職安行政を行っている。さらに問題を起した労研に対しては、戒告処分どころか（労研は戒告処分を受けたとっている）単なる口頭による注意という、なれあいのなものでしかすぎなかったのである。

就職差別を肯定し、さらに拡大再生産をなしていった労研の責任は、明らかである。それを権威づけ、助長した労働省の責任も明らかである。

にもかかわらず、抗議団の「監督官庁としての責任を感じているのか」に答えず、「職安法三条の成立以来、何もし得なかった行政の責任はないのか」にも答えず、「労政時報問題に対して、労働省は何等の社会的責任も感じていないのか」にも黙したままであった。

この後、抗議団は、今日出席した人間で返事ができないのであれば、責任ある回答ができる人間、課長なり、部長なり、あるいは局長なりが次回に出席するよう強く要求した。

そして最後に、労働大臣あての抗議文を、関東民闘連の佐藤勝己代表が続みあげた。

こうして、あくまでも責任を回避しようとする、労働省との交渉を、午後5時に終えた。

“就職差別は違法である”

全面的に非を認めた労研

一第3回労務行政研究所団交一

8月19日、3回目の労研との団交は、午後6時から、労研会議室で行われた。関東民闘連から、李仁夏、佐藤勝己代表をふくめ、11名が参加。労研側からは、猪股専務理事中村編集長、羽田編集次長の三名が出席した。

■労働省から戒告処分を受けた

交渉のぼう頭、労研の猪股専務理事は、労働省から戒告処分を、8月14日に受けた事を明らかにした。処分の内容は、次のようなものであった。

- ①労政時報誌(2月14日号)の相談室欄の質問と回答の内容がきわめて不適切である。
- ②同研究所が公益法人であるという観点から問題性は大きい。
- ③すみやかに是正措置をとれ。
- ④同種の問題を再び起こさないようにするため研さん積み。
- ⑤同誌相談室の回答者欄は、労働省実務者がすべて回答しているような誤解を与えるのは是正せよ。

などの(要旨)ものである。

この処分内容は、関東民闘連が8月7日、労働省を追求糾弾した際に、指適したものとほぼ同様の内容である。

猪股専務理事は、この処分を受けた事を力説した。それは、あたかも民闘連からの抗議糾弾によって、その差別性を改めるのではなく、“お上”(労働省)からの叱責に恐れおののく忠臣が、事のテンマツをもみ消そうとするに似ている。

■なにをして労研をかかわらしめたのか

労研はこれまでの主張を一変させ、採用前の事例に対し、採用後の問題の判例と事例にそぐわぬ法の運用を示したのは、間違いであったと釈明した。

さらに、作問された相談の回答に対して、職安法三条に触れなかったのは、労働省の行政方針にそぐわないものであり、職安法の理念に反していたとも釈明した。

そしてさらに、民闘連が追求糾弾するように、在日韓国人・朝鮮人を想起しながら、問題の回答文を作成したものではないと、繰り返し弁解した。

労研のこうした釈明に対し、抗議団は追求の手をゆるめず、糾弾を続けた。労研の作問の意図は明白であり、作問から回答文が出てくる過程においても、多くの疑問があること

を示し、労研の差別的体質を追求し続けた。

こうして労研は、表面をとりつくろいながら本質的なところでの差別行為は認めず、労働省の顔色をうかがいながら、その指示にしたがって、誤りを認めたにすぎない。つまり労研の態度を一変させたものは、自からの差別的体質を反省したからではなく、その差別的体質を維持しながら、止むを得ず、労働省からの指示(戒告処分)によって、態度を一変させたにすぎないのである。

■日立判決を履行不要と示唆する

労研は、今回の交渉を通して、外国人の雇用拒否は違法でないとし唆したのは、在日韓国・朝鮮人をその対象としたものでなく、あくまでも、“青い眼の外国人”であることを主張した。そして、民闘連からの指適と糾弾を受けるまで、在日韓国・朝鮮人の就職差別の実態を、知らなかったと主張している。

しかし、民闘連の労研に対する調査によって、今回の問題以前に、すでに就職差別を犯していることが、判明した。

昨年9月、学研は、労政時報に、日立判決の解説をしていた。この日立判決の3ヶ月後に出された解説の末尾に、「実務上のポイント」として、次のような文が記されている。「人種あるいは国籍による差別は臆すべきことである。しかし、これは第一線の労務担当者の、手に余る問題であろう」としている。こうしたポイントの定め方が招来する効果は明白である。そして、この解説の5ヶ月後に「外国人の雇用拒否は違法でない」と示唆されているのである。

抗議団は、こうした労研の行為は、明かに企業側の意向を代弁し、在日韓国・朝鮮人への締め出し対策に対して、示唆を与えたものであると、強く抗議、糾弾をした。

この日の交渉の結果は、①労政時報の2月14日号相談室欄の解答は全面的に誤りである。②同解答を正しいとした「編集部見解」を次回の話し合いまでに書き改める。の二点を確認した。さらに抗議団は、問題になって

いる2月14日号相談室の作問者と、昨年9月20日号に日立判決の解説を書いた人間の二人を、次回に出席させることを強く要請して、午後8時過ぎ交渉を終えた。

※8月末労研より、来年度の採用を控え、問題の記事を取り消す内容の文章を掲載したいと申し入れがあった。これに対し、関東民闘連も同意を示し、記事取消しの広告が労政時報誌上に発表されることになった。

開き直す労務行政研究所

一第4回労務行政研究所団交一

9月8日、4回目の労研との団交は、午後6時から、労研会議室で行われた。関東民闘連から、佐藤勝己代表をふくめ15名が参加。労研側は、猪股専務理事、中村編集長、羽田編集次長の3名が出席した。

■交渉回答文の修正

交渉のはじめに際し、2回目の団交で出された労研の「労政時報問題に関する当編集部の見解」なるものの回答文の修正文が提出された。修正されたのは、「法解釈の行き過ぎがあり」を「法解釈上、誤りがあり」と修正され、当該回答内容に対する当編集部の見解という項目が、全文訂正された。(資料29頁参照)

■開き直す労研

前回の交渉において、労研より出された回答文の欺瞞性が、鋭く指摘された労研は、修正文を提出したことによって、全てその非を認めたとする、傲慢な態度を示した。

事実関係において納得のできぬ点が多くあるため、さらには、民族差別撤廃の本質は、個人の精神面での問題でもあり、作問者と、日立判例の解説者の、二人の出席を、民闘連は強く要求していた。にもかかわらず、労研側の中村編集長は、「編集における最終的責

任は、自分にある」として、二人の出席をかくくなく拒んだのである。

今回の労政時報問題が現出した背景は、日立の判決以降、企業の在日韓国・朝鮮人を締め出す意図を、労研が卒先して行ったものである。と抗議団が糾弾したのに対し、労研はそのような意図は毛頭なく、全て、在日韓国朝鮮人の差別現実に対する、無認識ゆえの結果であると弁解し続けた。

結局この日の交渉は、抗議団が、作問者と日立判例の解説者の二人の出席を、再度強く要求して終った。

しかし、今回の労研の不誠実さあまりのない対応は、完全な開き直りのなにもものでもなかった。

※この団交の数日後、労研より、民闘連代表者の佐藤氏のところへ連絡が入り、次回交渉前に「おわび」の文章を見て欲しいとの申し入れがあった。この「おわび」は、身障者に対する差別をも含まれた、どうにもならぬ代物であった。

さらに、次回(19日)交渉前に、民闘連の李、佐藤両代表を講師にまねぎ、学習会をしたいとの申し入れがあり、両代表が行くも何等、実りのないものであり、逆に労研に対して、問題の重要性、深刻性を強調したにすぎないものに終ってしまったということである。

朝鮮人からの糾弾は受けても

日本人からの糾弾は

受けたくない /

一第5回労務行政研究所団交一

9月19日、5回目の労研との団交は、午後6時半、労研があるビルの9階大会議室で行われた。関東民闘連からは、李仁夏代表をはじめ15名が参加した。労研側は、猪股専

務理事、中村編集長をふくめ8名が出席した。

■編集部全員が出席

労研の持つ差別企業としての体質は、回を追うにつれ明らかにされていった。前回、抗議団は、そうした労研の体質をただして行くためにも、編集にあたるひとりひとりが、事の重要性を認識すると同時に、民族差別の深刻さを肌で感じ、労研全体の意識変革がなされなければならないと主張した。事はすでに専務理事、編集長、編集次長のみで負いきれる問題ではないとし、作問者、日立判例の解説者の出席をふくめた、編集部全員の出席要求が実現した。

■日本人からの糾弾はイヤだ

交渉はまず、作問者と日立判例解説者に対する事実確認から、はじまった。

作問者の返答は、これまでの交渉で返答し続けていた専務理事、編集長等の返事と、おどろくほど一致していた。外国人のイメージは、肌の白い青い目の人間である。在日外国人として、在日韓国・朝鮮人のことは全く想起しなかった。これらの人たちがる5万人も在日していることも知らなかった。とし、入念な打ち合せの結果の返答であるという観がした。神戸のA社と言うのは、神戸が港町で外国人が多いと思ったから、そう書いたまでであるとの回答であった。何故、横浜にはなかったのでしょうか？

日立判例の解説者に対しては、「実務上のポイント」としたところでの、「人種あるいは国籍による差別は恥すべきことである。しかし、これは第一線の労務担当者の、手に余る問題だろう。」というのは、どのような意味なのか、説明を求めた。これに対し、解説者は、企業の側にとって見た場合の、労務管理上の制約を言い表わしたものであると、回答した。この応答の途中、解説者は語気を荒げ、質問者にむかい「あんた日本人だろう、朝鮮人からの糾弾を受けるのはいいが、同じ立場の日本人から、糾弾は受けたくない。私だって差別を体験しているんだ」と、居直っ

た。抗議団は、あきれはてると同時に、激怒した。まさにこうした発言にうら打ちされた思考方式が、実務上のポイントを書かしたといわざるを得ない。

■無知の上になりたつ労務管理専門誌

在日韓国・朝鮮人がおかれている現実には、全く知らない。といいながら、日立の判例を解説し、外国人の雇用拒否は違法でないと、暗に、採用にあたって日立の判例は、履行不要であることを示唆している。

さらに、採用段階において戸籍謄本は、とってはならないとする、労働省通達があることも知らないと言言してはばからない。

あるいはまた、適性と能力を採用の中心にすえた、職安行政の指導の中味も知らぬし、それが出てきた、歴史的、社会的背景をも知らない。との回答であった。

知っているのは、企業を利することの策略のみであるらしい。

■回答文作成者は企業利益上出席させぬ

抗議団は、かくなる上は労研の差別的体質を徹底的に追及糾弾しなければならないと判断し、一番問題の多い回答文を作成した人間の、出席を強く求めた。これに対し、労研は回答文の責任は、全て労研編集部にある。作成者を出席させることは、出版道徳に反する行為であるから、絶対出席はさせないと主張した。抗議団のさらなる要求と追求のまえについに本音を吐いた。もし、作成者を出席させるようなことになれば、今後、労研に対して原稿を書いてくれる人がいなくなる。それは企業の利益に反し、利益に反することは、企業方針としてできないと回答した。

■責任は感じて、とる方法はわからない

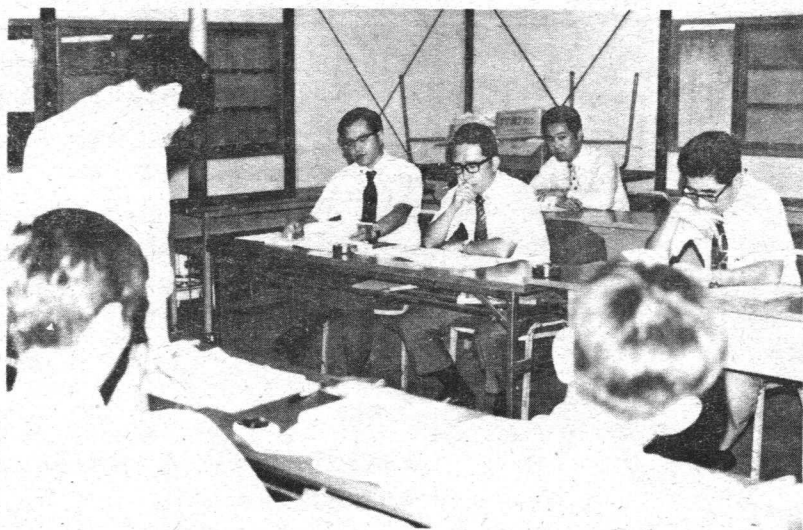
抗議団は、なかばあきれはて、それならば労研はこの問題に責任を感じているのかと質問したところ、「責任は感じている」といいながら、具体的にどうするのかとの追求には「とる方法はわからない」と完全にひらき直った。

さらに抗議団は、回答文の作成者の出席と責任の所在と権限を明確にするために、理事会決定をしたかどうかとの提案をした。これに対し、専務理事は、運営上の責任と権限は私にあるから、私の判断で決定するとし、作業者は断じて出席させぬと強弁した。

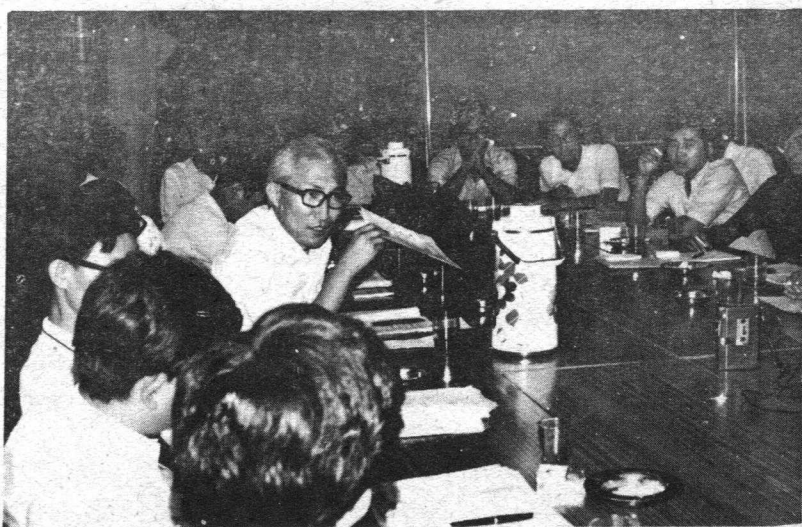
最後に、抗議団は、財団法人としての労研の理事構成に、不信な点があることを指摘した。理事5人のうち、理事長と専務理事を親

子で占めているのは、公益を目的とし、免税までされている財団法人の性格上、問題であるとし、労研が不誠実な対応を続けるならばこうした問題をもふくめて、今後も糾弾を継続すると宣した。

今回の交渉の確認点を申し合せ、再度、回答文作成者の次回出席を要求して、午後9時半、団交を終えた。



75・9・10 第3回目労働省団交



75・9・19 第5回目労務行政研究所団交

〔資料 1〕

抗議文

労働大臣 長谷川 峻 殿

本年2月(財)労務行政研究所は、当該研究所発行の週刊「労政時報」第2256号の相談室欄に、「外国人であることを理由に採用拒否することは違法か」との質問を掲載し「法令には直接制限規定がなく公序良俗にも反しないので、何ら違法性はない」との許しがたい断定を下した。

我々は、この労研の行為は、厳存する在日韓国・朝鮮人への就職差別を容認するだけでなく、関西地方や日立闘争で進められてきた就職差別反対闘争に敵対する企業に、差別の法的根拠を与え、それを奨励せんとする極めて悪質な民族差別と断定し、独自に7月以来抗議を重ねてきた。

しかし、今回の件については、ひとり学研のみならず、その内容と関与の程度からいって、監督官庁である貴省の責任が何よりも糾されなくてはならないと考える。

即ち、労政時報の相談室には、回答担当者として、現職の行政官僚10名(労働省関係7名)の氏名が掲載されており、回答は現職官僚の行う極めて「権威」あるものとして、受けとられる悪質なくみとなっている。今回の回答についても、そのような「権威」あるものとして、最低数1万の企業、特に採用担当者に読まれていると考えられる。故にその影響をおしはかるとき、貴省の責任は単なる監督不徹底といった域にとどまるものでないことは明白である。

本来、貴省の責務は、人間性を破壊する就職差別を、なくすことにある筈である。

しかるに貴省は、貴省が認可した財団法人の出版物「労政時報」相談室欄に、現職の課長補佐クラス7名が名をつらね、在日韓国・朝鮮人等を差別しても、法的に違法でないとする許しがたい回答に、保障を与えてきた。

貴省の説明によれば、労働省が書いた回答

以外は、目を通うしていない、というが、それならば、何故、7名もの課長補佐が肩書きづきで名前を連署しているのか。また、我々に指摘されるまで何故、労働省の内部から、これを問題にしえなかったのか。監督官庁と被認可団体(労研)が「癒着」し、相互の利益のため、在日韓国・朝鮮人の就職差別を行ったことの責任は、許すことができない。

戦後30年間、貴省は、就職差別の実態把握はおろか相対的に企業の側を擁護し、在日韓国・朝鮮人への就職差別を黙認する立場に立ち続けてきた。このような、行政の体質こそが、今回のような民族差別や、不誠実極まりのない貴省の対応を生みだしてきているのである。

我々は、以上のような立場に立って、貴省に対し強く抗議するとともに、貴省の行政責任を徹底して追求することを、ここに改めて表明するものである。

1975年9月10日

民族差別と闘う関東連絡協議会

代表者

李 仁 夏 ㊦

佐藤 勝己 ㊦

兵庫県進路保障協議会

〔資料 2〕

昭和50年9月8日

民族差別と闘う

関東連絡協議会 殿

(財) 労務行政研究所

編集部長 中村宗典

先般提出した「事情説明および当編集部
見解」の一部修正について

先に、昭和50年8月5日付けで、標記文書を提出いたしました。その内容について再検討を行いました結果、下記の通り一部修正を行いたいと存じますので、なにとぞよろしくご了承方お願い申し上げます。

記

1. 「1. この問題に対する基本見解」の 一部訂正

本項第4行目に、『法解釈上一部に行き過ぎがあり』とありますが、これを『法解釈上誤まりがあり』と訂正いたします。

2. 「3. 当該回答内容に対する当編集部 の見解」の全面訂正

本項を再検討いたしました結果、同見解は誤まりであったことを認め、本項全文を次のとおり修正いたします。

◇ ◇ ◇

ご指摘のあった労政時報相談室の回答は、三菱樹脂事件に対する最高裁判決を基礎として法律論を行なっていますが、その中で、思想信条の自由をめぐる争われた同判決を、十分に検討せずに単純に外国人の採用問題に援用し結論としたことは誤まりでありました。

また、単に適法・違法の観点からだけでなく職業安定法の観点から合理的な雇用のあり方についても検討し、回答すべきでありましたが、これについての配慮が欠けておりました。

職業安定法第三条は、直接に雇用契約に適用されるものではありませんが、そこで保障しようとしている均等待遇と合理的な雇用の理念、およびそれに基づく行政指導にてとしても、外国人に対して国籍を理由として採用しないとする事は慎むべきことと考えます。したがって、本件設問に対する回答もそういう観点から回答すべきでありました。

さらに、その回答にあたっては、日朝関係の歴史的経過、それを背景とした根深い在日朝鮮人・韓国人差別問題が存在している事実およびそうした差別をなくしていこうとする世論の動向等を当然配慮すべきでありましたが、その点が欠けておりました。

そのため、結果として、在日朝鮮人・韓国人に対する差別を是認、助長するようなこととなったことを卒直に認めて、その非を深く反省し、おわびするものであります。

このような反省と認識の上に立って、当編集部としては、すみやかに労政時報誌上でこの問題に対するおわびと訂正を行ない、また就職の機会均等を保障し、適性と能力に基づく合理的な選考・採用を行なうよう、企業に対して誌面をつうじて普及していきたいと考えています。

(以上)

地域とのかかわりのなかで 民族差別を克服しよう！

—第5回民闘連全国代表者会議—

民闘連結成を模索しはじめて一年が経過した。現在、関東・関西・尼崎の地方で、民闘連が組織され、それぞれの地で民族差別との闘いが展開されている。

第5回民闘連全国代表者会議が9月21日川崎の在日大韓基督教川崎教会でもたれた。関東民闘連の代表者である佐藤勝巳氏、李仁夏牧師をまじえ、仙台、川崎、大阪、兵庫の代表者など計18名で会議がされた。

同日の夕方に、申京煥君の強制送還絶体阻止「9・21関東総決起集会」があり、集会に参加した後の会議となったため、午後10時半からはじめられ、明方4時まで続けられるというハードスケジュールであった。

会議は、高浪氏（関東民闘連）の司会で進められ、①各地の活動報告、②第一回民闘連全国交流集会総括、③次回交流会、④民闘連ニュース、⑤民闘連のイメージ、の五項目にわたる議案について討論が交された。

■ 成果があった交流集会

各地における活動の簡単な報告の後、第一回の全国交流集会の総括がなされた。

第一回目の交流集会にしては、70名の参加者が、8地方から集り、まあまあ成功であったという、一致した評価がなされた。

行政闘争、法的地位、民族教育、地域運動の四テーマに分かれた分科会は、民闘連に関するグループが、それぞれに強い関心を示し、かつ具体的に闘いを展開している現在、多くの示唆を与えた。民族差別に対する視点の広

がり、運動のすすめ方、在日韓国・朝鮮人と日本人との共闘問題、地域との関り方などの問題に対して一応の成果があった。しかし、やや話しが一般論に終始したきらいがあり、時間も短かったという反省も出された。また問題点の摘出に終り、その解決方法をより具体的に模索することがなかったのは残念である。といった反省も出された。

全体討議に関しては、問題点が未整理なままに提出された観があり、運営、進行に今後への課題として残される。

民闘連がかかえる問題としては、①民闘連のイメージの明確化。②権利獲得闘争と民族主体性の回復の問題を、どう共通させるか。③日本人と在日韓国・朝鮮人との共同闘争のあり方。などが集会を通して出されて来た、課題である。

結論として、今後への課題と問題提起が出されつつも、民族差別撤廃にむけての運動が日本人、韓国人の主体性をぶつけあいつつ、なされているのは、民闘連のみであり、そうした意味で、民闘連の位置と発展は堅持されなければならない。そして、今後も全国的な規模における交流集会を持続して行こうとの確認がされた。

■ 次回交流会の設定

次回の全国交流集会に関しては、開催していかうとの確認のみに終り、今後の会議のなかで、プログラムの具体化をしていくことが申し合わされた。

■ 民闘連ニュースへの情報提供を再確認

情報を1ヶ所に集約していくことは、頭初の全国代表者会議よりの申し合せであったがなかなか実行されていないきらいがあった。

ニュースの継続、各地での動きを正確に伝える意味においても、各地の民闘連、及びグループが、毎月、レポートをRAIKへ提供することが再確認された。

■ 民闘連のイメージ

毎回の代表者会議が、常に、民闘連のイメージの確立についやされたといっても過言ではない。今回の会議も、この議題に多くの時間がさかれた。

明確な統一されたイメージが出されるには至らなかった。しかし、いくつかの問題が明確になり、論点が整理されてきた。

民闘連の運動の場を、具体的にはどのような場に設定し、かつ依拠するのか。それは、どのような形で可能でありうるのか。さらには、共闘・連帯の問題としての、各地の民闘連の組織的な形成と関係。日本人グループと在日韓国人グループとのありようを、どう位置づけ克服できるのか。などに焦点が合わされて討論が続けられた。

民闘連の運動の場、あるいは視点は、地域に密接した形であるべきである。地域の問題と言うのは、地理的な面での状況を言うのではなく、現実の問題が横たわっていることを意味するのである。分散させられている同胞

を結集する手段として地域問題への取り組みが模索されている。しかし、地域性によって問題の存在のしかたが違い、在日韓国・朝鮮人が密集する地域と、そうでない地域での関係、共闘をどうとりつけていくのかも問題である。

尼崎の場合、行政に民族差別撤廃にむけた基本姿勢を示させ、そのことを持って地域に入り、地域住民とのつながりを考えている。としている。川崎の場合、地域に回執した活動の持続によって力量を蓄積してゆき、その上で行政闘争への取り組みを考えていく、としている。いずれにしても地域に密接した形での運動を指向している。こうしたことから民闘連の運動も、地域との関りのなかにユニークなイメージが秘められているのではないかといった討論がされた。

また、民闘連運動が交流体から運動体としての力を、どう転化して行くかが問題であるとし、その手段として行政斗争、あるいは、教育戦線の確立が民闘連の統一テーマとして考えられるのではないか、といった具体的な闘争目標をかかげてのイメージ化への模索も出された。

いずれにしても、運動のなかで、交流を重ねるなかで、実績を重ねることが、より明確なイメージを確立するのではないか、といった議論に終った。

(レポート By B.J.)

民族差別と闘う

各地の運動から

東 北

仙台育英高校への再度の

申し入れと同化・差別教育の

実態調査活動の組織化

昨年9月8日の日本人高校生と仙台的朝鮮高校生の“衝突事件”について、宮城朝鮮研究会では日本の高校の中心となった、育英高校に“衝突事件”の原因、即ち、日本人高校生の朝鮮人高校生に対する差別意識・偏見の究明とその克服のための教育実践の必要性を訴えた申し入れを行った。申し入れから1年、再度の申し入れを行うことによって、①育英高校当局との恒常的な関わりを作って、育英の同化教育の問題性を指摘しつつ、具体的には、在日朝鮮人生徒の就労保障、進学保障を課題にしていくこと。②かかる育英との関わりを媒介にして、宮城県での同化・差別教育の実態調査活動を教師の中に組織する方針である。

昨年の育英当局との小さな接触の中でも、日本人高校生の中に、「朝校生は治外法権だ

から、デカイ面をしている。」という認識が広くあること、又、若干の日本人教師の中には、9・1の関東大震災朝鮮人虐殺事件を知らぬ者がいること等、排外と差別・偏見の具体的あり様の一端に触れ、コトの根深さを思い知った訳だ。執拗にくらいついて、排外と偏見に閉ざされた関係を打破してやろうと思っている。

—仙台—

申京煥君を支える会の活動

申君支援の運動は、未だ申君の強制送還と永住権剥奪の不当性を広く訴えかける段階にありながら、9・22の第12回公判に先だつ、9・21仙台集会には、数十名の参加を得て、運動体としての支える会の核がほぼ形成された。今後は、①定期的な街頭ビラ署名活動を軸に、全金本山製作所闘争の集会等、あらゆる集会へ積極的に情宣活動を展開しつつ、②2度の例会(9・1 関東大震災朝鮮人虐殺事件と申君問題、10・2 申君公判報告と、日立就職差別糾弾のスライド上映)を、より会の内外に開かれた問題提起の場とすべく、努力する方針である。

(宮城朝鮮研究会)

関 東

申京煥君の強制送還絶対阻止／

— 9・21東京大集会開く —

さる9月21日、東京千駄ヶ谷区民会館において“申京煥君の強制送還絶対阻止／9・21東京大集会”が「申君を支える会関東連絡会」の主催で開かれた。

集会は、「申京煥君の強制送還を断固阻止しよう／」「申京煥君の協定永住権剥奪を許すな・申君の協定永住権を即時無条件保障せよ／」「日本政府は全ての在日韓国人・朝鮮人に無条件の在留権、居住権、生存権を保障せよ／」「出入国管理体制解体／」「日本のあらゆる民族差別・排外主義と闘おう／」「9・22第12回公判に結集しよう／」「裁判所は原告側申請の全証人を採用せよ／」「大寿堂・小田鑑定書粉碎／」「申君支援運動の全国化を勝ちとろう／」といったスローガンのたれ幕が前面と左右の壁に下る中で、300人以上の参加者によって始められた。

■ 基調報告

— 申君の協定永住権を保障せよ／ —

集会は、「支える会」の高野氏からの基調報告で始まり、氏はその中で①はじめに②申君の生いたちと強制送還の意義③申君支援運動の今日的意義の三つに分けて報告され、①の中で「そもそも外国人である申君が何故日本に生活しているのか。何故に、今日65万もの在日朝鮮人が存在しているのか。」を自分自身に問いかけ、「強制連行に始まり、強制送還でカタをつけようとする」日本政府の方針は、昔も今も形こそ違え在日朝鮮人に対する同化・抑圧として、何ら変わるものではないときめつけた。そして、②においては、申君の両親が土地を奪われて仕方なく日本にきた事、申君の通っていた民族学校が日本政府の抑圧政策の下にあった事、申君が日本人

学校でもまた、就職するにあたって差別を受け、そこで彼が犯罪に走った事、彼の裁判が差別裁判であった事、その彼に今強制送還の攻撃が加えられている事を一貫した論調で話した。また③においては、戦後日本政府の在日朝鮮人に対する法的地位政策の矛盾を鋭くつき、申君の協定永住権は何としても守らなければならないと訴えた。

■ 来賓の挨拶と申君の挨拶

続いて、弁護団の代理としてアジア人権センターの有吉氏から挨拶があり、氏はこの中で、申君の闘いを入管令や韓国と日本の両国によって締結された法的地位協定の合意議事録に照らし合わせて、人道的に特別在留を認めさせる闘いをする一方で、協定永住権というものは、合意議事録によって、入管の審査段階で自動的に消滅しないものであるという闘いを進め、単に恩恵的に特在をもらうのではなく、申君の当然の権利として協定永住権を持ち続けるという主張がなされた。そして、これは厳しい闘いではあるが、十分論理として成り立つものであることを強調した。

そして次に、第12回公判でなされる初めての証人調べで、弁護側の証人として証言される崔昌華牧師の挨拶の後、申京煥君が挨拶に立った。申君は、自分の置かれている立場の苦しさそこから逃げ出したい自分がいることを述べ、「しかし、すでに自分と支える会の人たちとの関係はできており、自分の問題は単に自分一人の問題ではない」と苦しいながらも闘う決意を示した。また、「この苦しみを招いたのは自分だが、この苦しみを生み出した日本政府に激しいきどおりを感じる。」との心境を述べた。

集会はさらに、「申君を支える会宝塚事務局」の川端牧師を始め、各地の支える会の代表の現状報告及び挨拶の後、裁判所への要望書、決議文を採択し、最後に参加者全員でスローガンの確認をして、幕をとじた。

尚、この日は、7月28日に結成された仙台申君を支える会でも決起大会が持たれた。

申京煥裁判第12回公判開く

— 崔昌華牧師が証言 —

9月22日、申京煥君が法務大臣を相手に起した「退去強制取り消し及び退去認定取り消し訴訟」の第12回公判が東京地裁6号法廷で開かれた。この日は、申君が1973年11月14日に訴状を提起して以来、初めて証人調べが行なわれ、在日大韓基督教会の崔昌華牧師が弁護側証人として証言台に立った。

■申君の協定永住権を保障せよ — 決起集会

また、この日は裁判に先だって決起集会がもたれ、仙台・千葉・中部・関西、そして、地元関東の支える会のメンバーら100人以上が参加した。関東の支える会から裁判の経過報告と挨拶の後、各地の支える会からの決意表明があり、裁判闘争を勝利するため、最後まで闘う事を確認した。

集会後、参加者全員が裁判を傍聴したが、あまりにも人数が多かったため、休憩をはさんで二交代にしても、立ったまま傍聴する人もいた。

■申君の退去強制処分は不当 — 崔牧師証言

裁判は定刻の1時を少し過ぎて始まり、形どりの開廷式の後、崔牧師が証言台に立った。

崔牧師は、証言の始めに自分の生いたちを語り、学問を志ざしていた崔牧師自身朝鮮動乱を逃れて、1954年6月10日頃日本にいわゆる不法入国し、現在三年切り替えの在留資格である事を話すことによって、実例をもって退去強制は、韓国と日本の歴史的関係から制限があることを示した。（注、1954年当時は、韓国と日本に正規の外交ルートがなく、一般の韓国人が日本に渡る為には不法入国しか手段がなかった。）

続いて、崔牧師が在日韓国教会の西宮教会

の牧師になり、宝塚韓国小学校の校長になった時、教会と学校で申君と出合った事と、申君の家族を初め、当時の在日韓国人・朝鮮人の生活状況を話す中で、戦後一貫して日本政府が在日韓国人・朝鮮人に在留権・居住権・生活権等の基本的人権を保障せず、抑圧と同化・追放の政策をとってきた事に問題の本質があると明言した。

この証言の中で崔牧師は、自分の関わってきた問題を話し、「日本人学生とトラブルを起した梁という中学生が退校処分をうけ、学校側との交渉の中で、梁君は日本人であり、韓国人の養子であることを話すと、学校側は処分を撤回するだけでなく非をわびた事や、韓国人女性が日本人青年に暴行された事件で未成年である日本人青年の監察人や保護司が『犬にかまれたと思って、少年のために辛抱してくれ』と平気で言うような日本人や日本社会の体質を問うことなしに、申君をはじめ在日韓国人問題を正しく認識することが出来ない。」と訴えた。

また、証言の中で崔牧師が結論的に、すべての在日韓国人・朝鮮人に、日本政府が不当に奪った日本国籍を与えるべきであると訴えた。この事は、申君を支える会でも又、民族差別と闘っている人たちの中でも論議を呼びそうである。

■次回公判は2月27・28日

この日の裁判の最後に、中平弁護士から出された申君の両親を証人として調べる為、宝塚の方に出張裁判をして欲しいとの要請を裁判長が認め、次回公判は来年2月27・28の両日宝塚で行なわれることになった。

■申君支援の運動の全国化を — 総括集会

裁判後、東京弁護士会館で総括集会がもたれ、証人尋問の成果と出張裁判を勝ち取ったことを踏まえて、次回出張裁判に向け、申君を支える会の全国化による量的拡大と、裁判闘争をどのように支えていくかという質的深化を計り、最後の勝利まで各地で闘っていくことを確認して集会を終えた。

東京・韓さん一家を 守る会(準)結成する

— 支援運動全国化へ —

さる9月22日、すでに韓さん一家への支援活動をしていた、和光大学の入管体制を考える会を中心に“東京韓さん一家を守る会準備会”が結成された。韓さん一家支援運動は大阪を中心に神戸など関西地方で守る会がいくつか結成されており、今度東京で準備会が結成された事によって、運動が全国化することになった。

■ 準備会結成に至るまでの活動

東京での韓さん一家支援活動は、和光大学入管体制を考える会や韓国教会青年を中心に6月からなされており、署名・カンパ活動の他に、法務省・大阪入管に嘆願のハガキを送ったり、毎月の仮放免更新日には大阪まで支援に行ったりしていた。また、婦人民主クラブ等の団体や署名をしてくれた人にも連絡をとる等、底辺を広げる活動の中から、今回の準備会結成に至ったわけである。

■ 韓さんを囲んで

9月22日は、“東京韓さん一家を守る会(準)”の呼びかけ人である“和光大学入管体制を考える会”と在日韓国教会青年の他、“申君を支える会関東連絡会”、“金さんに特在を/の会”、“神奈川朝問研”、“川崎在日同胞の人権を守る会”のメンバーや法政・早稲田・横浜市大の学生ら約20名の参加によってもたれた。また、この日は韓さんや大阪の“守る会”のメンバー5人が法務省に嘆願のため上京しており、これらの人たちも参加して、“韓さんを囲む討論会”という形で進められた。

会の冒頭、大阪の“守る会”の代表人である崔忠植牧師より、韓さん一家支援活動を進める上で東京の運動を評価するとともに、東京にあって、一日も早く守る会を結成して

欲しいという呼びかけがあった。また、続いて挨拶に立った韓さんは「自分の為にこれだけの人たちが集まって運動して下さるので、本当に幸せであるし、はげみになっている。」と述べ、運動に対して期待を寄せていた。

その後、東京にあって、どのように韓さん一家支援の活動をしていくかを討論し、東京でも“守る会”の結成に向けて努力していくことが確認され、次回は9月27日に継続して討論をしていくことを決め、散会した。

■ “東京韓さん一家を守る会”結成に向けて

9月27日、韓さんを囲む討論集会での話し合いの継続として準備会の会合がもたれた。

この会合で、東京での“守る会”結成は時期尚早であるので、当面準備会として活動をしていくことが確認された。具体的な活動としては、今のところ関東以東では韓さんの問題が広まっていないので、準備会が関東以東の情報センター的な役割をしていく事。そして、署名が現段階ではもっとも有力な手段であるので、関東での目標を1万名署名におき当面はメンバーが所属している各学校・職場・団体に署名を集める事と、集会等を利用して署名活動をする事。また、人権問題に関わっているグループとも連絡をとって署名を行う事と、毎月1回、韓さんの仮放免更新日に統一街頭署名活動を行う事を決めた。

また、準備会では、“守る会”結成に向けて内部討論を続ける事と、具体的な戦略会議を行う為、毎日第2・第4土曜日を定例集会日とし、日本キリスト教会館の小会議室で夜6時から持つことを決めた。また同時に連絡事務所を和光大学と在日韓国人問題研究所におくことを決めた。

■ 連絡先

◎和光大学 三橋研究室

東京都町田市金井町2,160

電話044(988)1431 大貫 徹

◎在日韓国人問題研究所(RAIK)

新宿区西早稲田2-3-18-52

電話 03(203)7575 金 成元

中 部

日本人でなければ教育を

受けられないのか！

— 愛知における入学差別問題 —

朴君を囲む会名古屋連絡会では、名古屋において入学拒否・就学差別をしている学校との闘いを進めてきたが、この程行った愛知高校との交渉において、またもや学校当局は差別を続けることを言明してきた。また、この他に名商大附属高校や愛知県立大学も差別を続けることを言明しており、囲む会もこれらの問題に全面的に取り組む方針でいる。

■ 原則的に日本人に限る — 愛知高校回答

9月13日、囲む会の要請により、愛知高校で、話し合いが行われたが、学校側の回答は「従来の体験から、原則として日本国籍を有する者に限るが、（在日朝鮮人には）多少いい人もいるので、テストケースとして受験を認める」というものであった。

学校側の回答内容は次の通り。

- 他校のケースも調査したが、差別基準はなくても、何らかの形で差別している。
- 県立高校でも、試験判定会議で不文律で差別をしているというニュースを得ている。（校長発言）
- 「原則として」とは、一気に撤廃できないが、例外として認めるという意味である。
- 受験前の段階でオブリットすることは問題であるので、校長の要望で決定した。
- 受験の基準である、成績・人物・経済能力・家庭環境・建学の精神に対する理解・進学指導委員会（中学校）の推薦等の条件にあえば校長との面接で受験を認める。

この回答に対し、囲む会では、「原則として」という一語を入れることによって、世論の批判をかかわす意図があることと、実際来年度2・3人入学させることによって、陰湿な差別を継続する恐れがある等の批判がなされた。

その議論の中で、学校側は外国人一般というが、具体的に在日朝鮮人を念頭においていることが明らかになり、在日朝鮮人イコール悪であるという認識に何ら変化がない事が明らかになった。

なお、囲む会では、学校側の回答に、どう対応するかを十分検討した上で、次の行動に移る予定である。

■ 逃げまくる名商大附属高校

囲む会が、藤井校長に会見を申し入れたところ、「学校としてまだ結論が出ていないので、あってもムダ」との返事がかえってきたが、囲む会が結論を出す前に話し合う必要があると強く申し入れ、10月2日に会うことになった。しかし、校務多忙を理由に逃げる恐れもある。

これとは別に、囲む会の働きかけによって、学校内部の教師がこの問題に関して9月から3度勉強会を持っている。囲む会では、これらの教師と協力し、闘っていく方針である。

■ 愛知県大「囲む会」の要望を無視

9月23日、愛知県立大学は、囲む会の要望を無視し、学則21条を改正した。

これは、囲む会が愛知県立大に入学を希望する民族学校出身の在日朝鮮人に対して、学則58条（外国人特別学生として、日本人高校卒業者ととは別の受験規程によって入学できる）を適用し、入学を認めよ。と要求したのに対して、学則21条の改正によって、民族学校出身者に対しても日本人高校卒業者と同一資格で受験を認めることにしたものである。

囲む会側では、学則21条の改正は一見、差別がなくなるように思えるが、民族学校で習う国語も歴史も民族のものであり、おのず

からハンディが生じる。学則58条を適用せず、21条を改正することは日本における民族教育そのものを否定することになりかねないとして、再三にわたって要望してきたものであるが、今回の21条改正によって、要望が全く受け入れられず、問題のすり替えになってしまった。

囲む会では、大学当局に抗議文を提出するなど、新たな抗議活動を行うことにしている。

関 西

兵庫民闘連

差別行政闘争(児童手当等)

完全勝利する!

兵庫民闘連が差別行政と取り組んで1年になんなんとしているが、9月29日、闘いの主要目標であった在日韓国・朝鮮人への、児童手当の支給が、尼崎市議会において正式決定をみた。いち時は、支給が決定し、差別撤廃が実現されるかのように見えた時期もあった。しかし、日本人との格差支給を決定した市の行政方針は、差別の撤廃でなく、差別を助長、拡大再生産するものであると鋭く追求糾弾し続けた兵庫民闘連は、5月9日の20時間近い徹夜交渉を頂点として、拾数回の交渉を重ね、ついに完全勝利を掌中にした。

■ 闘争の勝利を地域へ還元

差別行政に勝利した兵庫民闘連は、勝利し獲得した児童手当等の完全実施を目ざし、地域住民への説明会を市当局に要求し、それをも認めさせた。つねに地域住民、大衆の要求と現実生活に密着した運動を模索し続けて来た兵庫民闘連の、運動の成果を地域に還元しようとする姿勢は、民闘連運動にとって非常に大切なものであり、こうした視点と運動方針は高く評価される。

兵庫民闘連のこうした、民族差別撤廃にむ

けた確固たる闘いを、高く評価するとともに今後にむけたさらなる闘いの前進を期待してやまない。

■ 闘いをさらに前進発展させるために

尼崎における兵庫民闘連の闘いは、民闘連運動にとって多くの示唆と教訓を残した。行政闘争が在日韓国・朝鮮人、あるいは日本人にとって、どのような意味と位置をもち、かつ、双方の主体性にどう関係するのか。行政闘争が日々の差別状況とどうつながり、どう展望されるのか。偏見と差別の抑圧体制をどう具体的に克服して行くのか。また、運動論戦術においても貴重な経験を、全国の仲間に表示したといえる。

兵庫民闘連は、さらなる運動の発展と模索をし続けるために、10月11日と12日の両日合宿を計画している。「行政の基本方針と今後の闘い方」「韓国人・朝鮮人と日本人との共闘について」がテーマである。

兵庫民闘連の発展を願ってやまない。

(B・J)

資 料 案 内

(R A I K 取 扱 い)

☆RAIK発行資料

- 在日韓国人の闘争 — 民族の苦難をのりこえて — (№1) 200円
- 韓国キリスト者の叫び (№2) 200円
- 京都韓国学園問題 (№3) 100円
- 申京煥氏強制退去問題 (№4) 100円
- 児童手当・公営住宅入居資格等の生活権擁護運動 (№5) 100円
- 全国版 — 在日韓国人の闘争 — 児童手当・公営住宅入居資格等の生活権擁護運動の記録 (№6) 200円
- ⑧資料集「外国人子弟の教育についての諸問題」 300円
- 民闘連ニュース 1号～5号 (民闘連刊) 各100円
- THE KOREAN MINORITY IN JAPAN: THEIR PROBLEMS 600円

☆日立闘争関係資料

- 在日朝鮮人の就職差別について — 朴鐘碩君の裁判を手がかりに —
朴君を囲む会刊 50円
- 原告 (朴鐘碩) および被告 (株式会社日立製作所) の主張 (資料集 №1)
朴君を囲む会刊 300円
- 証言集1 — 梶村秀樹 — (朴君を囲む会資料集 №3) 朴君を囲む会刊 200円
- 証言集2 — 李 賢直 — (" №4) " 150円
- 証言集4 — 佐藤勝己 — (" №5) " 150円
- 朴鐘碩・就職差別裁判三年間の地平 " 400円
- 就職差別裁判・判決全文 " 100円
- 民族差別 — 日立就職差別糾弾 — 朴君を囲む会編 亜紀書房 1,000円

☆各運動体その他発行資料

- 「マイノリティー問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総会刊 100円
- エチ(コゲ)第1集～第3集 在日大韓基督教婦人会全国連合会刊 各300円
- 燈台 第29号・30号 在日大韓基督教青年会全国協議会刊 各300円
- 地域運動の手引き " " 500円
- 日韓両国間の正義と平和のために 日韓キリスト者連絡協議会刊 200円
- 日本人にとって何が問われているか — 在日朝鮮人の歴史と位相 —
阪神地区同和教育協議会・兵庫県高校進路指導研究会阪神支部共編 200円
- 韓国通信 合併第2号 韓国問題キリスト者緊急会議刊 100円
- 韓国自由言論実践白書 アジア政治犯情報センター他刊 200円

●韓国における人権問題を考えるオーグル牧師を迎えてー記録と総括ー		
	オーグル牧師を迎える実行委員会刊	200円
●アジアの人権 創刊号	アジア人権センター刊	500円
●韓国民衆の声	アジア政治犯情報モニター刊	100円
●韓国における労働者階級の状態, 日本と朝鮮の労働者交流連帯連絡会議		200円
●金芝河・良心宣言	金芝河らを助ける会刊	300円
●在日朝鮮人渡航史		300円
●申京煥君の強制送還を許すな、	申君を支える会刊	300円
●入管と縁を切りたい、	金鐘申さんの裁判をすすめる会刊	200円
●民族運動としての地域活動をめざして		
	川崎在日同胞の人権を守る会刊	200円
●行政差別撤廃運動ー尼崎市闘争記録集ー		
	民族差別と闘う兵庫連絡協議会刊	300円
●京都韓国学園建設促進に向けて	京都韓国学園建設促進連絡協議会刊	200円
●きつつきの群れー京都韓国学園建設問題に関する資料集ー		
	京都在日外国人の民族教育を守る会	500円
●京都韓国学園問題資料1	京都韓国学園建設促進青年協議会刊	200円
●韓国における不実企業の実態	日韓連帯連絡会議	1,000円
●日本における朝鮮少数民族	エドワード・W・ワグナー著 湖北社刊	850円
●在日朝鮮人団体重要資料集	"	3,200円
●国籍と人権	崔昌華著 酒井書店	2,500円
●속담 (朝鮮のことわざ)	梁泰昊著	300円

〔スライド紹介〕

民族差別との闘いー日立就職差別糾弾ー

朴鐘碩君に対する日立の就職差別糾弾闘争が、“朴君を囲む会”側の全面勝利に終ってはや1年過ぎました。日立闘争が在日韓国人・朝鮮人解放運動の中で残した教訓は、今後の運動に一つの示唆を与えただけでなく、具体的な方向性としての民闘連を生み出してきました。

この度、3年半に亘る“囲む会”の運動を集約したスライドが、民闘連の企画・製作（協力AVACO・RAIK）によって完成いたしました。

このスライドは、法廷闘争や“囲む会”の日立交渉と大衆運動の展開、さらに全面勝訴して朴君が入社するまでの記録を収めたもので、所要時間は約25分。

このスライドが、日立闘争を始め数多くの民族差別を知る教材として各地で活用されればいいと思います。スライドの貸出し等については、RAIKに問い合わせ下さい。

— 民闘連ニュース定期購読のお願い —

各地にあって民族差別と闘っているグループの連絡機関としての、また運動体相互の協力機関としての民闘連の必要性が叫ばれてすでに一年になろうとしています。さる7月27日には、時を同じくして関東民闘連と兵庫民闘連の結成集会がもたれ、すでに設立されている関西民闘連とあわせて、三つの地方で民闘連ができたことになります。

民闘連ニュースは月刊とし、毎月2千部発行しています。このニュースは各地の民闘連の設立状況や、各地で民族差別と闘っているグループの運動をニュース化し、具体的に各運動体間の連絡を保証するものであります。このニュースを永続化し、内容を充実させていくために、年間通しての定期購読をお願いいたします。料金は送料共で、年1,500円になります。

下記まで定期購読料を振込んで下さるようお願いいたします。

〒160

東京都新宿区西早稲田2-3-18-52

RAIK 内

民族差別と闘う連絡協議会

郵便振替 東京4-30267

編集後記

俗に、三号紙という言葉がある。継続することのむずかしさをあらわす言葉である。

わがニュースは、欲ばりすぎて時間がたつのも忘れてしまい、合併号となってしまった次第である。（苦しいな、この弁解）

着実な歩みを続ける“民闘連運動”の良き資料となることを期して、交流集会の記録をほぼ全録しました。各運動体にとって役立つものとなれば幸いです……。

民族差別との闘いは、秋の日の影のように長いものです。ともに頑張りましょう。

（B・J）

今号は、民闘連全国交流集会の特集号になりました。分科会や全体討論のテープ起しに時間がかかり、他のニュースもたくさんあって、合併号になりました。

交流集会での熱気をおびた討論が、このニュースを通して、交流集会に参加できなかった方々にも、少しでも知らせることができたらと思います。

夕日にはえる自分の影が長くなるのを見るにつけ、秋の深まりを感じる今日この頃です。

全国の民族差別と闘う仲間たちの運動の深まりを願ってやみません。

（K・S）

Book Guide No. 38 1975.

日本キリスト教団出版局 160 東京都新宿区西早稲田2の3の18 振替・東京145610

靖国神社問題特別委員会編

曲がりかどの靖国法案

強行採決から表敬法案まで

一九六九年にはじめて国会に提出された「靖国神社法案」は、民主憲法と平和を希求する人々の大きな反対運動によって、その都度「審議未了」(廃案)へと追いかまれてきたが、一九七四年の第七二国会、ついに自民党の単独強行採決によって衆議本会議通過、新しい局面を迎えた。そして今回、いわゆる「表敬法案」として、反対の声をかわそうとする「衣がえ」された形で、とりざたされてきた。本書は、今日までの「靖国神社法案」の歩み——ことに「強行採決」から「表敬法案」への転移を中心に、詳細な資料を集めて編まれたものであつて、「靖国神社法案」に反対するキリスト者にとって必読の文献。

■内容 まえがき／靖国問題—これまでの経過／強行採決とその波紋／強行採決から剣璽動座へ／表敬法案提出／靖国神社法案関係資料／国会会議録／声明・決議・アピール／アジアと靖国／関係論文／靖国法案から表敬法案へ／年表・戦後神道の歩み／他

●A5／208頁／1500円(〒200)

W・バークレー著 藤田正武訳

イエスを現代へ

現代英国の代表的神学者として、わが国でももっとも親まれている著者が、イエスの生涯、ことにその人格と特質について、福音伝道について、ルカによる福音書に聞き学び、そして平易に語った、信徒に贈る信仰的教養入門書。訳者は、現在、ロサンジェルス・センチナリ合同メソジスト教会牧師。

●B6判／90頁／380円(〒80)

戸村政博著

キリストの

かたちなるまで

—苦難と形成—

●B6／850円(〒160)

海老沢有道 大内三郎著

日本キリスト教史

●A5／4000円(〒240)

M・ガイカー 佐々木悟史 魚住昌良訳

ドイツ教会闘争

●新書／450円(〒80)

大内三郎 雨宮栄一著

歴史を担う教会

●新書／290円(〒80)

嶋田啓一郎著

福音と社会

●B6／1500円(〒160)

教団信仰職制委員会編

死と葬儀

●B6／1500円(〒160)

赤木善光著

信仰と権威

●A5／3700円(〒240)

—新約聖書からアウグスティヌスまで—

発行日 1975年10月15日 164・165合併号 頒価 200円

発行人 民族差別と闘う連絡協議会

発行所 在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)

〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52 TEL03-203-7575

RAIK 郵便振替番号 東京5-30268 民闘連 郵便振替番号 東京4-30267